

—勝沼バイパス道路建設に伴なう—

甲斐国埋没条里遺構等の調査

昭和48年

山梨県教育委員会

目 次

1	まえがき	山本 寿々雄	1
2	経過について	山本 寿々雄	4
3	環境とトレンチ等の設定について	山本 寿々雄	5
4	トレンチ等による所見について	山本 寿々雄	10
5	遺構について（畦畔1～3号、溝状凹地）	山本 寿々雄	14
6	主たる出土遺物について	山本 寿々雄	16
7	黒頭遺跡出土の白釉陶片の化学的研究	山崎 一雄	21
8	黒頭遺跡出土の白釉陶片について	榆崎 彰一	21
9	南北畦畔延長線内の地域状況	山本 寿々雄	23
10	条里についてのまとめ	山本 寿々雄	24
11	条里に近接する地区的包含層と遺物	森本 圭一	25
12	遺構（杭No.396地点の住居址）	山崎 金夫	28
13	出土遺物について（全体を通して）	菊島 美夫	30
14	別編 (山梨県における土師器編年)	菊島 美夫	42
15	総括	山本 寿々雄	50

序

甲斐国の古代条里については、その想定論などによるいくつかの論議がなされていますが、近年考古学的方法による発掘調査の結果を踏えた究明がおこなわれるようになり、視角が新たに加わってきました。

今回勝沼バイパス道路建設にあたり、この地域に埋没条里（畦畔、溝）があるものと早くから提唱されていました担当者であります山本秀々雄氏や、同氏を補佐する若い研究者によりまして緊急の記録保存をすることになり、晩秋から初冬にかける約40日間を現地で調査にあたりましたが、その結果は、本書の中に所収されていますいくつかの新事実を明らかにすことができましたし、近接する微高地からは条里をうけついだ人々の住居址や遺物なども調査することができ、多方面にわたる記録保存が可能となり、ご同慶に堪えません。

これらの物的歴史資料の累積と体系化によりまして、従来文献を欠いていた古代甲斐国の様相が一步一步と明らかにされ、やがては現世代とうけつがれるわけであります。歴史的事実の奇妙さが人々の心を別の意味で豊かにもしてくれるのであります。

この調査の終了にあたり、建設省をはじめ関係各機関の皆様方や、地域在住の多くの人々の協力をいたいたことをあげなければなりません、心からお礼申しあげますとともに特殊遺物については名古屋大学理学部山崎一雄教授、同文学部船崎彰一助教授の分析考察等が得られましたことや九州大学文学部岡崎敬教授のご教示などあたたかいご指導、ご助言など、厚くお礼申し上げる次第です。

昭和48年2月

山梨県教育委員会

教育長 清水林邑

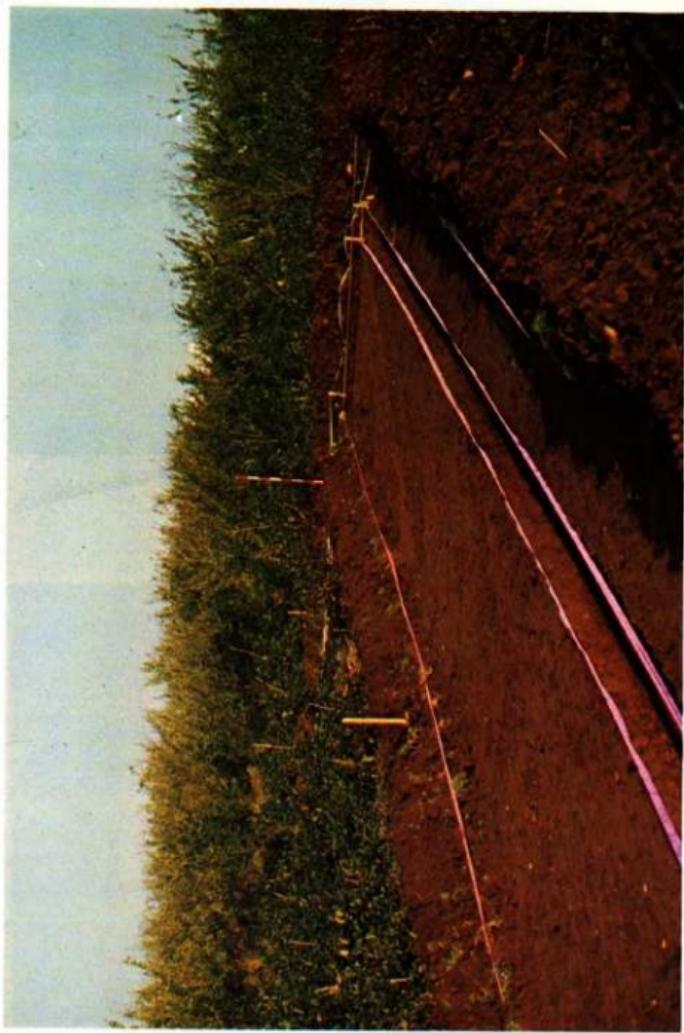


第1号畦畔（トレンチより）



同 (拡張グリットより) ポールは最初の発見地点。

埋没する第1号柱脚。杭No429地点。

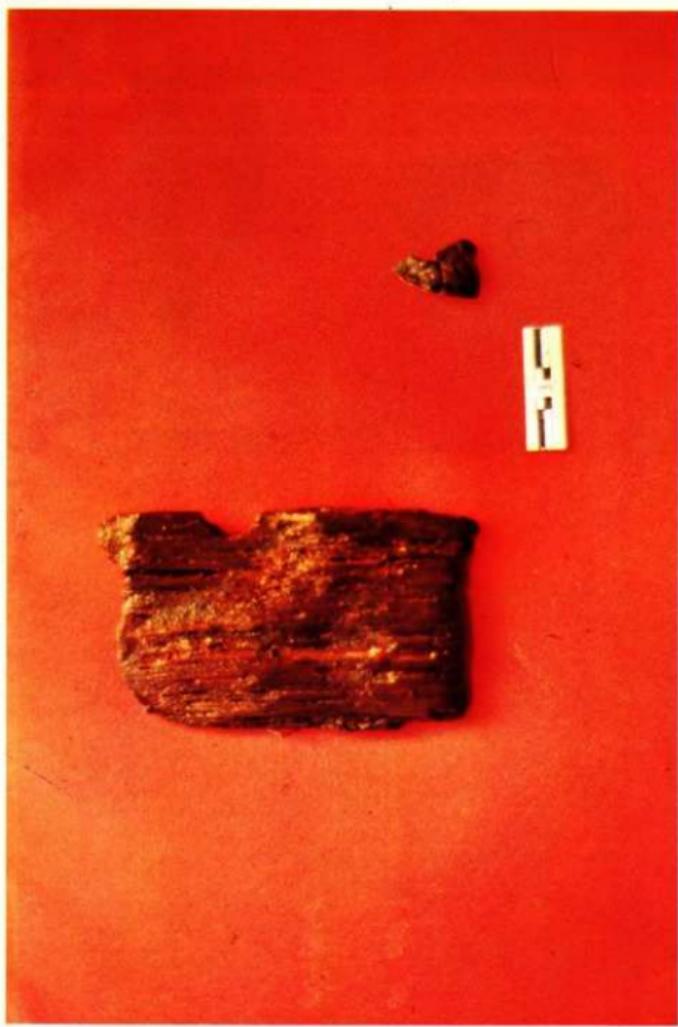




第2号畦畔（河原石の基底状況）



同 (真北を示す位置)



彩色を有する絵馬形をした木片と胡桃片。溝尻凹地出土。

咲野出土の黒色土師器。(鬼高期)



微高地に点在する住居址。







須藤賢等によって想定を見ていた甲府盆地における条里線も埋没条里の考古学的視角を
あたえられないまま道路が整備されていった。





1 まえがき

「地表面に認められる条里そのものが古代の条里であるとの証明が基礎的な研究手続きとして絶対に必要といわなければならない。」宝月圭吾。地下に発見された更埴市条里遺跡の研究の結論として、從来おこなわれてきた条里の研究に大きな問題をなげかけたのである。（昭和43年）さらには凡そ10年まえに石田茂作は、国府跡の研究にあたり、考古学的研究方法により具体的に究明しようと試みた業績があげられよう、即ち山雲国分寺跡の発掘調査の所見の中で、國分寺と条里との関係について「道が一丁間隔で十字に交叉している事によって条里の遺跡と一応云えるが、それが奈良朝の条里である事は何によって云いうか。文献に一ノ坪二ノ坪とあってもそれは主として中世以降の文献であるから、その坪名を何によつて奈良朝のものと断ずるかと云う事である。」（昭和31年）

このような重大な提言がなされながらも具体的に発掘調査の結果をもとめることは望むべくもなく「水系中心地に文化の中心が移るとも…………それは水利そのものが例えれば、豪族の死活問題であり、盆地の水系と深く結びついていることを考えたい。」と筆者は概説し（昭和43年）、須藤賢、谷岡武雄の甲斐条里の復元分布想定図を唯一の手がかりとしていたのであった。（昭和26年）

条里遺跡としての考察とその所論を展開し、県内の地割想定を早くから手がけてきた人に廣瀬広一がいる。長い研究歴史を有する（幕末の本居宣長、北浦定政から百年）条里の、中では近々30有余年来のことであるが、「土地名称を精査し条里の遺名に属するものを検出し、遺跡と併せ考察の資となしたり。……土地の名称は慶長以来の郷村水帳を検して、村名は勿論小字名の微を拾い、古文書古記録等に見えたるものを探査したり。先づ地名より考え旧一条庄の地印ち現今甲府市の付近に遺名の残存するもの最も多きを以って、調査端を此處に発き同時に条里の基線を発見せんとしたり。」（昭和10年）これらは、地名～地割～地番等をしてのいわゆる条里想定である。勿論これを抜きにしては、条里研究はないわけであり、戦後、須藤賢、谷岡武雄のおこなった、甲斐条里も甲府盆地の歴史、地理的研究として、「地割方向が扇状地の傾斜の方向に無関係なる点は、やはり越中の諸扇状地に造られた東大寺庄園と同様な過程によって初期庄園時代に行われた扇状地開発の跡と考えたい。」と地割の方向を復元した結びとしている。

そして地割の方向を1～3のパターンにわけている点が注目されていたし（具体的化）最後に条里の復元としての試案は、先きに示した廣瀬広一による、中道往還の古道や、朝氣～青沼通りを条里の界線とした方向になり、別の基準から引いた条里界線も一致するとして、パターン(1)の条里の地割が縦線で真北より約12° 東偏するものが復元されるものであるとした。もっともこの12° 偏の考え方については、さきに示した廣瀬広一の地形を接し適当に基線を起したるに因るものとして拾芥抄にいうところの条「岸之起可レ隨ニ國例」とある特例に該当すると断んじていた。

このような例をあげてみると甲府盆地の条里の復元があたかも古代そのものとしての証明がなされたものの如く考えられ、埋没条里という語句の理解はされずに、最近までの動向中、通史的にまとめたNHK甲府放送局開局記念出版の甲州風土記による甲斐の条里制では「最近では条里の研究さらに進展した。……河川の移動、氾濫の度合など確めた上でなければ復元作業は困難である……とくに一宮町、御坂町、八代町、境川村、石和町、春日居町方面には条里の遺構が依然と遺されていることが判明したのである。」^⑧と断じ、相前後して公刊された一宮町誌、御坂町誌などにも示される結果となった。若しそのような考え方方にたてば、河川の移動、氾濫下に埋没の条里が土地の隆起でもしなければなければならないであろうし、県教育委員会がまとめた、勝沼バイパス道の遺跡分布調査の結果報告に見られる「広大な条里遺構が見られる。」の表現は甲州風土記の刊行物等の引用でしかないと考えざるを得ないのである。

このように条里を見る眼が具体的に考古学的視角の結果ではなかったことが、素直に埋没条里への理解にかけていることへの反省をあたえるよい機会をこの緊急調査があたえる結果となったことは幸いなこととしなければならない。そのことは改めて歴史的なものへの証明をどうするのかという原点に立ち帰ることであり、考古学的研究の視角を、この分野にもたらすことの意義を具現したものであると考えている。

この分野にあっても例えば國府の研究にあたり米倉二郎が「國府に考古学的遺構の発見されることが少なく、将来もその可能性に乏しいことがその研究を停滞せしめている大きな原因となっている。」ことを当時指摘していることや、藤岡謙二郎の研究においても考古学的観察が重要視されていることなどの評価があげられる。最近の曉西古墳高松塚の飛鳥古京と繪前盆地の歴史、地理学的問題点の中にみられる「歴史時代の各断面を検出復元することは容易な業でなく、時には不可能な事態もあらわれ兼ねないのである。^⑨」^⑩げんに岸氏が106mの古条里を検出したけれども、この付近の卓越条里は109m 1町の標準条里……」など時代の断面をどうとらえるか等の觀察の中にも見出せるのである。特に今回のこの東八代郡石和町地内から御坂町地内にかけては古代政府のおかれている同衙（地名）に近いという条件下にあるわけであって、埋没条里の確認の意義は大きく、春日居の國府、寺本廃寺跡との関連においても同様なことであり、すでに指摘しておいたところでもあった。

ただこの際ふれておかなければならないことは、落合重信がいっているような「条里研究の奇妙な性格であった……考古学が条里制へ手を出すときは……結局は弥生遺跡につき当って、条里以前の土地の状況を知ったり……施行以後の変化を知ったりする程度にとどまったようである。」^⑪という感覚と米倉二郎、藤岡謙二郎等の視角とであり土木考古学論にも及ぶであろうか論点の1つであるとみている。

ともあれ、笛吹川の流域ではあり、両岸地域におけるこの種時期の遺跡や遺物の包含層が地表下50~70cm近くに多くを見る最近の成果にたてば、古代の条里が（駐畔、水路等）地表面に依然と觀察することができるどのような状態でありうるだろうか。國府（政府）や条里地割の究明等遅れてながら考古学的調査の視角があたえられてきたことの重要な意義を素直に認めなければならないであろう。（山本寿々雄）

写真2 一部埋没瓦片(No. 3)ならびに白釉陶器片、墨度を有する板状木片出土をみる国衙近接の諏訪
バイパス杭 No.480~460付近。(上方)



参考文献

- | | | |
|----------------|---------------------------|--------------------|
| ① 長野県教育委員会 | 地下に発見された更埴市条里遺構の研究 | 昭和43 |
| ② 石田茂作 | 出雲國分寺の発掘 | 考古学雑誌 41-3 |
| ③ 山本寿々雄 | 山梨県の考古学 | 吉川弘文館 |
| ④ 須藤賢一
須谷四郎 | 甲斐条里の諸問題 | 地理学評論 24-4 |
| ⑤ 広瀬広一 | 条里遺跡 | 山梨県史蹟名勝天然記念物調査報告 8 |
| ⑥ 須藤賢一
須谷四郎 | 前掲④と同じ | " 31 |
| ⑦ 広瀬広一 | " ⑤と同じ | " 43 |
| ⑧ NHK甲府放送局 | 甲州風土記 | 地理学評論 24-4 |
| ⑨ 山梨県教育委員会 | 埋蔵文化財緊急分布調査報告
(昭和45年度) | 山梨県史蹟名勝天然記念物調査報告 8 |
| ⑩ 米倉二郎 | 国府と条里(1)(2)外 | 史学研究57 |
| ⑪ 藤岡謙二郎 | 飛鳥古京と檜原盆地の歴史地理学的問題点 | 山梨古墳高松塚所収 |
| ⑫ 山本寿々雄 | 甲斐國國分寺周辺聚落址の調査。末木内ノ木神社の場合 | 山梨県教育委員会 |
| ⑬ 萩合重信 | 条里制 | 日本歴史叢書 |
| ⑭ 同上 | 同上 | " 47 |
| ⑮ NHK甲府放送局 | 前掲⑤と同じ | " 47 |

2 経過について

勝沼バイパス道は建設者の所管する事業の1つであり勝沼～石和間がその名前の示す範囲として取扱われている。石和町笛吹川を渡って、南甲府を経て竜王町にいたる、甲府バイパス（竜王バイパス）に接続するわけであって、甲府盆地を通過する車輛の増大緩和が目的であると聞く。

埋没条里についてはその具体的な事例のあげ得なかつた事情もあって甲府バイパス建設工事についての緊急分布調査等具体化されていなかつたことは惜しまれようし、今回の石和町地内の調査についても右余曲折半年に及んだことの事実であった。（47年4月～10月）しかも路線決定後、県の開発諸計画等が策定され、地元の利に直接、間接にあたえる影響は大きく、人家、河川、既設道路を控えているこの種バイパス道の建設工事にあたつては、何よりも、保護するという大前程も、何を、どのようにするという具体的な案件のきわめて稀れであることをあげれば、若しや、筆者の指摘する「聚落と条里遺構、莊園と聚落遺構など……政府の位置確認などと考古学的調査に期待するところが多大であるからである。」^①点はあげ得ても、保護する側の具体的証明への力不足によって納得させることが出来なかつたし、保護を立前とする考古学調査に眼を向けることの欠如があげられるかも知れない。この点は卒直に認めなければならないことである。したがつて発掘調査の結果が、きわめて重要な遺構が検出された場合路線、および工法の変更が申入れられるだけの余裕のが欲しいのである。またそれらの権利を留保する条件で、調査が担当でき

写真1 道路工事と緊急調査と……。杭No. 400地点付近



なければ筋の通らないことであり、軽々しく一方的な発想の、依頼されたのだから据るにいたっては強くいましめなければならないであろう。施工の工期間中に喰い入ってもなおかつこの種の論をせざるを得なかつたことは、結果において工期間中の業者側の示した精1杯の良識に文えられ、ブルの入る位置を最後までも加減してもらひながらの調査担当でもあった。ただ依頼をうけさえすれば何處にでも行き○○の美名の下に発掘業を、経費との関係で成しうるものとすれば、その裏面はトンネルではないのかという意味を思ひ知るのであり、学問の趣全にして純正な発達を愛慕するものである。発掘調査が多くの錯覚をあたえるものであること付言しておかなければならぬと同時に担当者の肝に銘すべきことではないだろうか。（山木寿々雄）

参考文献

- | | | | |
|---------|-----------------------------|----------|------|
| ① 山本寿々雄 | 甲斐国郡分寺周辺聚落の調査木木
岡ノ木神社の場合 | 山梨県教育委員会 | 昭和47 |
| ② 同 | 最近の山梨県における考古学界の動
向外 | 信濃 23-4 | 〃 46 |

3 環境とトレント等の設定について

日本を東、西にわかつ大地溝帯の中に見出せる三角状の甲府盆地は、複合扇状地としてとらえられ、特に地理学に関する諸論の多いことで知られている。今回の勝沼バイパスは國でも理解できるように笛吹川が蛇行し、南西するあたりの地点に甲府バイパスを結ぶための新橋がとりつけられ、ここを起点に、御坂町戸田を経て石和町平井、同中川～金川にいたる凡そ 2.5kmで巾員 25m の建設省所管にかかる道路敷内である。

すでに四日市市場に建設を見ている新橋と併せ、道路工事が中川方面に向けて工区を分ちながら昭和47年6月には1部成田地区に工事が進められ、戸田地区的調査は野沢昌康担当によっておこなわれていた。筆者が急務担当となりこのバイパス道の責任を受けたのは、工期内のすでに稼動を始めている11月5日であり、県道上黒駒、石和線の交叉点から東へ140m 入った杭 No. 437 地点からであった。

標高では四日市場の265m、石和東小学校の292m、東北駐屯地見地点の295m 等となつていて盆地の底盤部分に入っていると考えられる。金川の氾濫は明治の大規模なもののが老人により語りつがれていて、石和町の上平、井中川区では地表上でも観察ができるしかつて筆者の試みた航空機による観察でも明瞭である。特に標高295m を界とする緩傾斜地（底盤地）ではその上部300m 付近に河川の氾濫による堆積物が多く、これとは対象的にバイパス道路敷内の No.407 地点付近までの底地では平坦な、水田、果樹園がつづいている。（杭 No. 500～407 地点）

このことをトレント設定によって説むことは埋没条件の可能性を引出す重要なポイントであるとして、

県道跡調査団の諸会議に相当な期間提示しつづけていたところであった。

一般的にいって条里地割が実際にはこれらの地域の何れかに埋没され（畔、溝）などに区画されているものと見なされるからであり、したがって最も有効的なトレーンチ設定は、このバイパス道の場合南北畔の確認にあるわけである。長く1線でつづくNo.437地点からの道路敷に巾2~1.5~1mのトレーンチは、すでに設定をみている(20m間隔)杭に直交するような設定をおこなってみたのである。そして緩やかなカーブをとる地点の付近即ち杭No.420地点に東西の畔を追究すべくすでに設定のトレーンチに直交させ、これを出来るだけ延長し道路敷巾一杯とした。

最後には条里内に村落をとるものとしたらどのような形態となるか、それには埋没条里面に接する緩傾地（微高地）特に408~390地点までのびる箇所にグリットを設定し標高300m付近の状況を知ることが最も適しているものと判断し11月8日~12月~17日間の作業に入ることとした。（全路線内）

なお笛吹川岸に設定をみている杭500地点から下成山の同490地点、県立石和高等学校南方にあたる杭No.480地点、県立教育センター付近の杭No.460~470地点等にかけても土盛り作業はすでに7月から行なわれているも、側溝等の工事の多くが残っていたので、常にパトロールをおこないながら新発見の事実を得ることに多くの努力を払ったのである。

ということはこの地域にも埋没条里の可能性が大きく、しかも政府と伝えられる国南(地名)に接していることと杭No.480付近では、我が国では現在までに数少ないとされている白釉陶器破片(蓋)^④の出土を見て注目されるからであり、水田耕作農業が今日まで多くの埋蔵文化財を支えてきていることを知るからでもあった。なお最終のパトロールの日杭No.480付近の測溝工事現場で埋没畔の一部を確認し短冊状木片にも今回の場合木簡に一応入れた、かすかに墨痕を有するものが付近から（畔野中か、溝かは不明）出土した事実をあげなければならない。（山木寿々雄）

参考文献

- ① 田中啓爾 地理学論文集 昭和8

- ② 山木寿々雄 「航空機利用による山梨の古墳」 第1回立公園博物館研究報 昭和36告6

- ③ 同

埋没条里についての見解はその事例が鴨根長野県下のものが同教育委員会より公刊され、勝沼バイパス道の下成山地区調査にあたり注意をうながしていたところであり慎重な取組みを認んでいたところであつたが実際には果たしていなかった。

④ この白釉陶器片については、別刷によつて明らかのとおりである。

写真3 金川の氾濫を見る標高300~310m付近（左岸手前）とはるかに埋没条里地帯を眺む。



写真4 桁No.429地点の南北、東西の両鞋跡探索のための十字に交わるトレンチ。（東西）



写真 5 同 (南北)



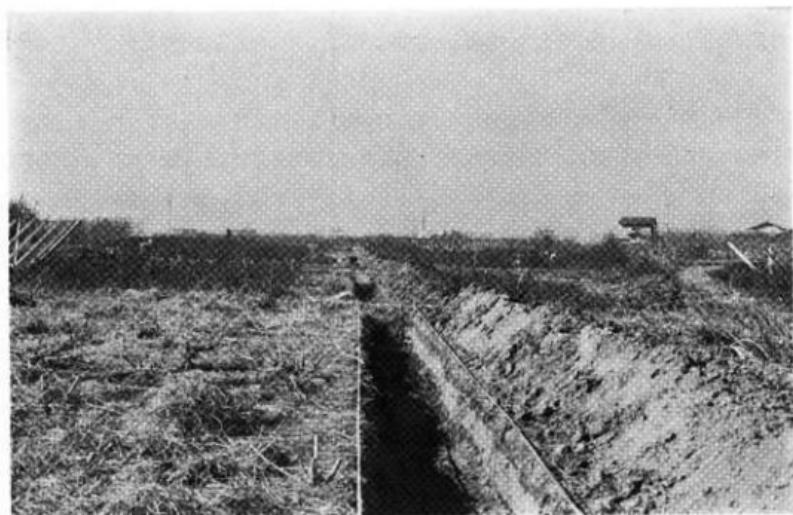
写真 6 排水工事としての「水抜き」施設の検出状況（畦畔とは別）



写真7 無遺物層のつづく杭 No. 435～No. 439地点



写真8 同様無遺物層のつづく杭 No. 410～No. 412地点



4 トレンチ等による所見について

すでに述べているように地表観察において杭 No. 437～407地点にかけては起伏の少ない平坦にして地下水の高い地帯がつづいている。(600m)

緩傾斜地（微高地）との接点である石和町中川区の金川川岸に近い杭 No. 407地点では標高が295m、一方笛吹川川岸に接した杭 No. 500地点では267mとなっている。

現状では、世代をうけついだ水田が、構造改善事業その外による果樹園経営に転化しているところも多く、更には畠を解消するため排水溝が、縱横に地権者、耕作者により施されている「以下水抜き」

この種の工法は、河原石を土管代りに耕作土中に埋め、水量の過多を調整する方法で、広く甲府盆地一帯に見られる現象で、通称は「水抜き」などとも呼ばれているものであるが、この種の施行と、地下に遺存する河原石をつき固めて、構築した手法とは一見明らかに見分けがつくが、まだわざされる事もないわけではなかったしトレンチ内でも広範囲に確認されていることを知った、地日についての変り方は、角田文衛の「国分寺の研究」所収の甲斐国分寺付近地形図をそのよりよい対象とすることも出来よう。
^①

さて埋没されている遺構面をおおっている状況はどうであろうか。巾1m～1.5m～2mという試みで設定したトレンチ壁面の観察では、一部分を除いては水平に堆積されている事實を知り得たことは意義深い。(杭 No. 437～407地点) 杭 436地点では、径7～8mの略々楕円状に砂層の堆積が厚く、一時期の地変によるものと考えられる点である。或はかっての時期に池状の凹地のようなものだからも知れない。小石まじりの砂層からは土器細片も包含されるなどがあげられる。なお、灰色の細砂質土(シルト)からは、内黒の黒色土器が一点検出されていることが注目される、それは無遺物層に流入してきたものであろう。

次に杭 No. 433地点では、図のような層を切ってのU字形)を量する断面が確認されたことである。

この断面は南に道路数一杯まで(南端)つづいていることを確認でき、しかも底の部分で内黒の黒色土師器を出土した(黒色粘質土層)である点からも考えられるように後述する群群等の時期と一連性が強い結局杭 No. 435～430地点の100mの間には前記の外は全くの無遺構、無遺物層序であることが判明した(3ヶ所の水抜き遺構跡)。そこで杭 No. 430～420地点にかけての観察が東西に入るトレンチのどこかで、何かをの期待をもたせることとなつたのである。

^② この間の200m内には、かって須藤賢、谷岡武雄のおこなった条里想定線内にあるのではあるまいかといいう一応の目安のあるところでもあった。即ち県道、上黒駒、石和線に交わる、石和東小学校を下平井に通ずる道路が通じている付近であるからであった。

この水田、果樹帶は大小の「水抜き」が7本数えられていることが判明したしその1部は河原石を大小とりませてつき、固めている遺構の上部層にも及び本体部分に交叉している。このことはその基底巾の広

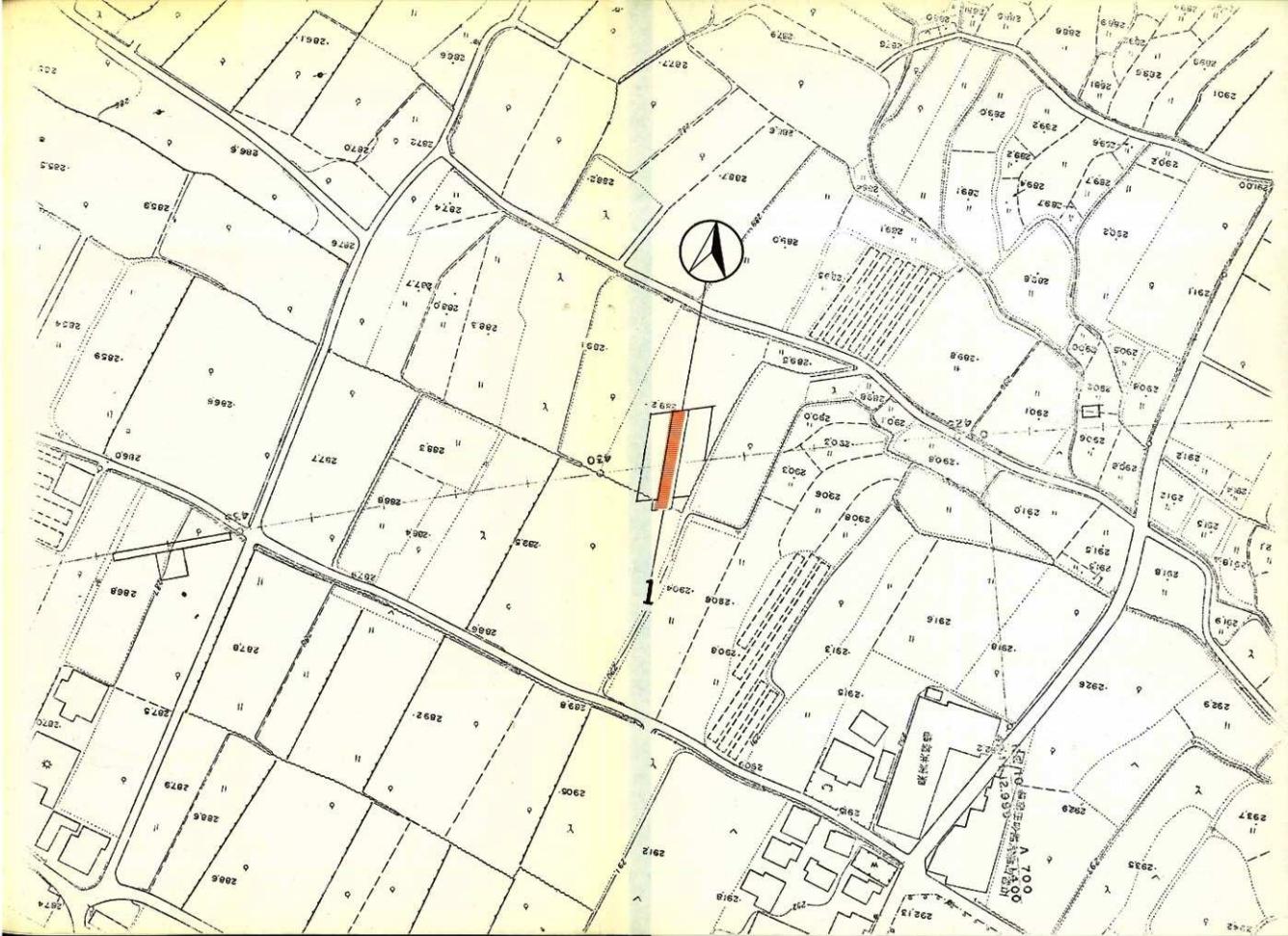








写真9　杭 No. 436地点付近を見る。



写真10　第2駐跡発見の場所より410付近を見る。杭は No. 408 (平坦な堆積面がつづいている)



く河原石をもってつき固め上部にローム土をのせ、浦鉢状にした畦畔（即ち、グリット方法で延長し、帶状に南北に延びている）を明瞭に時代的にも区別出来ることが判明してきた。

しかしながら前述の「水抜き」の施設は、この石和町、平井、中川地区をはじめ、御坂町の国街、成田地区にも他の地区のそれと同様よく見られるものであるが、今回検出した、河原石をもって、ローム土をのせた造構が即ち、埋没畦畔1号と認められるまでには、トレンチ内に散見し一見またかの類であったことも、前述のとおりこの地帯の特徴である。

これらの甲府盆地に共通している現象は、よく注意してみると第Ⅰ層の耕作土下部から、第Ⅱ層のマサ土を通過して第Ⅲ層に及んでいることが共通して明瞭である。（甲府市増坪地区を含めて）水量の調節にこのような人工を加えなければならないことは、盆地における自然環境の宿命でもあったのであろうか、水抜きについて何時代のものかについてのとらえ方はこれに伴う歴史時代の遺物は皆無、もしそれが可能であれば埋没条里の時系列を考えるうえに参考になるかも知れないが将来の問題としたい。

勝沼バイパス道路敷に入れたトレンチの所見からさらに何かを求めるすれば、帶状につらなっているであろう畦畔を軸にして拡張区域のグリットによる結果を見究め畦畔の確認をおこなったのである。このようにして畦畔第1号を検出をしてみると現水田が如何に地に保ちつづけている重要な造構を、「水抜き」工事を除いて、現世代に伝えているかを示す好例として古々の既前に具現したものである。

次に杭No.423付近を北西に現代利用の水路（水田用）が通じているが、この状態は、小規模な氾濫跡が7~8mにわたって観察出来る、特に杭No.429に近接している箇所でもあり期待をかけてのものではあったが、U字断面の存在は確認出来ず、小規模な氾濫による小石交りの隙層下の第4層の（黒褐色土層）下部に、丁寧な仕上げによるスギの柵日利用の短冊形木片の1部破損品と灰陶器の卸し皿片（室町初期）が検出された。木片は一端の両角を削りおとしたもので、小孔を有していたかどうかは不明である。

さて杭No.420~407地点付近の260mも若干の標高差はあっても、前述のように平坦につづいていた水田を構造改善の事業による、果樹園が耕作から転換し始めたことによる変化が多く見受けられるところである。

ここも同様に9本の「水抜き」が敷えられた。杭No.420地点は前にも述べたように、一応、東西に交わる畦畔、検出をも併せ考え、十字にトレンチの設定を見たのである。

しかしながら、全くの反応ではなく、特に短い道路敷の道巾では、その確率はゼロにも等しかった。（堆積状況は平坦であった）

ただ、第1号畦畔より100mを超えるだけに（1町109m）注意がそがれて精査をしたが南北の造構（畦畔）の手がかりはなかった。このような状況を通してみて云いうことは水平に堆積している順序はむしろ「水抜き」施設をのみ鮮明に示した結果となつた。

その中にあって杭No.433地点と同様明らかにU字断面が検出された（杭No.417）そして付近からは

木器（糸巻具）と灰釉破片があった。（K-78期）そしてこの水平に堆積がついているのは、杭No. 407地点までである（約260m）。このような結果から考えてみると金川大氾濫による土砂疊の堆積は、前にも述べているように標高300mから315m内外にかけての（微高地）地域が多いし、幸にして埋没駐畔の探索トレント内には及んでいないという事実である。

このことを昭和初年の陸地測量部の2万5千分の1の地形図で読んでみると水田地区と畑地地区がよく区別されていたこととも一致する。第2号駐畔はこの地の接合点に近い杭No. 408プラス東に4mの位置に1号駐畔と同様の構築方法をもって基底に河原石をつき固めた状態で検出されたのである。（条里の法則を予想しながらもこれとは明らかに適合しない位置にあたる）。一応第1号駐畔を中心にして考えた場合東に延びているこの東限の駐畔としての確認はそれ自体距離間で重要な意義をもっている。ただこの駐畔の東北側と南側とは、すでに「水抜き」施設と現代版コンクリート駐畔工事によって破壊されていることが明白となり第1号に見られるローム土（1部黒褐色砂質粘土）との盛りあがりはほんの1部を除いて定かではなかった。或は削平された後のものであるかも知れない。（各写真図版参照）

結局駐畔の掘り検出は精査をつけたにもかかわらず検出できなかつたが自然石を固めて構築した跡と駐畔に沿つてさらに東側にひろがる溝状の凹地が杭No. 407地点近くまでつづいていることをつきとめることが出来た。

ただこの場合凹地が駐畔を切断してまで両側に入っていたのかどうかのきめ手がなかつたが、土器陶器等の細片の凹地に散布の位置から考えてみてこの場合駐畔を切断して両側に入つての様子は認められなかつた。もしそうだとすると駐畔にそつてこの溝状の凹地は、東側にのみあつたものであり、そのセンターは、駐畔の中心点より4.5m程はなれており、この場合残念なことにバイパス道路の限界点でもあり北側は果樹園で「水抜き」施設が明瞭に残り南につづいている点これ以上確められる手段はなかつた。

しかし駐畔の掘り込み込んだ溝路のようなものがもし仮りに想定されるとしたらやはり1部が検出された2号駐畔のどこかの延長線であろうし金川の川岸に近いことを考えた場合、東に連なる微高地地形のどこかとの関連もあるのではあるまいだろうか。将来一考を要する問題である。

ただ特異なことは前述のような遺物の外木筒（1点）をはじめ彩色を有する絵馬形木片やタルミ片などの遺物がこの溝状の凹地内から出土していることが精査の結果判明し、確認されていることであり、なお時期的にも鬼高峰期に伴う丹塗土師器などは重要であるが、どのような溝状凹地であったのかは「水抜き」施設が三本入つてることでもあり全体を明白とするまでにはいたらなかつたが一応復元してみた。（地形図表示を参照）（山本寿々雄）

参考文献

- | | | |
|--------|----------|-------------------|
| ① 角田文衡 | 岡分寺の研究 | 昭和10 |
| ② 谷岡武雄 | 甲斐条里の諸問題 | 地理学評論24-4
昭和26 |

5 遺構について（畦畔1～3号。溝状凹地）

今回手がけた調査の目的は第一に畦畔即ち地下遺構の具体的な把握であった。

すでにトレンチ等による所見の中でも述べておいたように杭No.429地点で検出された畦畔1号は規模の大きいものでありきわめて重要である。

これを手がかりとして、埋没条里の構造と出来得たら坪への光明ということにもあった、そのために設定したトレンチの長さは500mを大きく超えたのであるが以下記する畦畔3ヶ所と溝状凹地ということ終了せざるを得なかつたが道路敷内ということと、果樹園化による破壊が大きかつたためである。

畦畔1号（杭No. 429地点）

この畦畔の高さは40cm前後で断面は不齊な蕭鉢状を示して、その基底部は非常に広く3mを越している。（3.5m）

しかも、人頭大、或は小さ日な河原石をもって水田面をつき固めた構築法を有していることである、上端面での長さは2.8mを計ることが出来、黒味ある褐色砂質粘土の上にローム土をはって畦畔を構築していることが明らかとなつた。側線は丸味をもって傾斜を示し、水田面に伸びている事実である。

南北に広げたグリット内から延長畦畔切断中内部より、胸部を上位にしたまま、内、外共に黒色を有する高杯1ヶを検出された。（鬼高杯Ⅰ所蔵）

この畦畔は真北を示し、さらにボーリング等によって確かめ得たデーターを総合するに、耕土面より凡60cm下位に畦畔の上端面をもちローム土でおおい下部を黒味のある褐色砂質粘土もつてつきかためているものであることが明白となつた。

このようにして盛り上りのある面（上端面のローム土）は、時には「水抜き」施設等によって多くが破壊され、或は、果樹園造成のために破壊されていることも付近の調査等によつても知ることが出来た。

この付近にはローム土ではなくこの畦畔構築には遠路運搬したものではないだろうか。だとすればこの畦畔に関する限り大きな土木工事であり条里地割にこのような大型のものが存している事実は、畦畔そのものが中心的な存在であったに相違あるまい。地形図の図上に線引けば、北への延長は、はるか東山梨郡春日局町寺本寺域内に、そして南の延長は東八代郡御坂町字岡衛塙地上を通っていることも何かその特異さが理解出来るのであり事実このことは重要な発見といふべきであろう。

畦畔2号（杭No. 408+東4m）

第1号のそれに比らべて ± 1 程度のものである。ローム土の盛り上り部分は少なく、しかも黒褐色砂質粘土のそれと混ざりあつてゐる。

1部を除いて削平化された後のものであるので明白さは期待し得ない。

復元が許されるものとすれば上端面は120～130cm程度の蕭鉢状で高さが20cm前後、基底で150cm内外に

杭No.480地点における状況（通称、黒頭と呼ぶ）



その堆積状態(西側より)



(同東側より)



埋没条里を杭No.470付近より眺める。

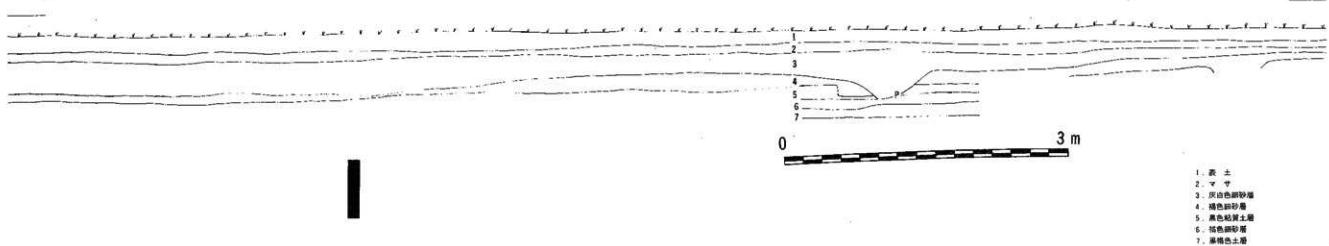


(1) 板状木片(かすかに墨痕をみる)出土の状況

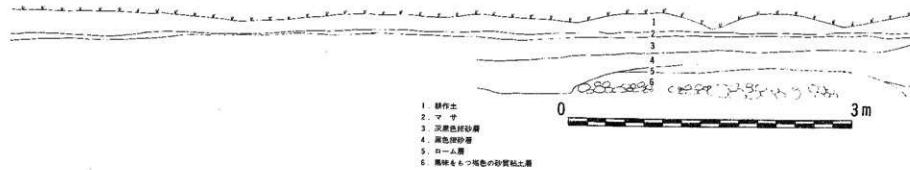


(2) 木片出土の状況

433



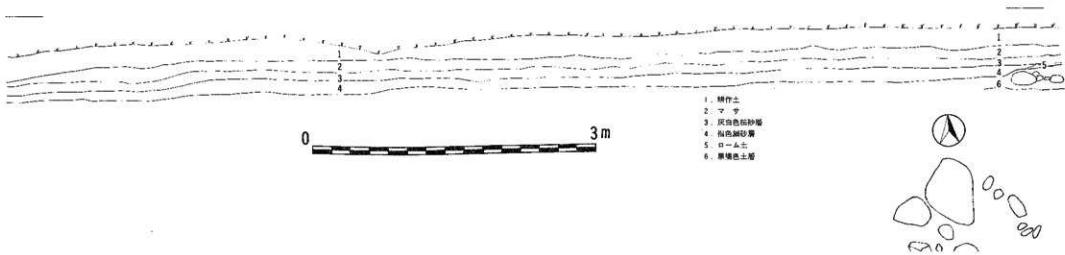
429



-- 417



408



人頭大、外小形の河原石で、つき固めてある。

この石の配列は、部分破壊箇所を除いて、北に伸びていて、バイパス道路敷以北の果樹園内にも確認され、しかもその中心点と駐畔の中心地共に延長線では真北を示している事実である。出土遺物等駐畔切断面からはなかった。

なお残余の駐畔の断面から見ると西側の水田面と東の堆積では差を生じていることが判明した、即ち東側の堆積面では、数種類の細砂質土層があり、凹状を形成し杭 No. 407 地点に近づいている事であるがついに精査し得なかったことは心残りである。

溝状凹地（杭 No. 408+6～407 地点）

はじめは南北の駐畔にそっての水路のようなものかと考えた、この凹地も、多くの部分に「水抜き」施設の現代工事が交叉して、検出に神経を費した。結果的には各トレンチの壁面観察によって、皿状の凹地が東に伸びていることをつきとめたし、伴出の土師器も黒褐色土師器、丹塗土師器（鬼高窯）等が最も多くその他須恵器、灰釉陶器片等各時期のものが検出され、更に大きな取かくの一つである木簡片や彩色を有する絵馬形木片等の出土である。

その中心点は駐畔 2 号の中心点より前述の通り 4.5m はなれた箇所に築りそうである。

この場合、伊場遺跡にみられるような大溝であったのかどうか或はその枝溝であったかどうか、この勝沼バイパス道路敷内の結論は得られそうもないが残念であった。

敢て地形上から推論するものとすれば、近接する緩傾斜地（巣高地）との接点にこの杭 No. 407 地点があり、伏流水の、湧水池のようなものかどうか考へ振りに灌漑用のために条里内域の部分に堤をつくったものとすれば、それは条里地割後であろう。ただ初期灌漑の施設を考えるものとすれば、案外湧水を堰止めての谷水田的なものかなどこの場合将来への課題としたい。

駐畔 3 号（杭 No. 480 地点）

すでに昭和47年 7 月から道路工事に入っている地帯、主として笛吹川沿杭 No. 500～460 の国道137号線交叉点までの間は、随時調査のパトロールの対象とし参考資料の割出しに努めた、というは、せめても測溝工事による壁面の観察によってその事実を知り得たい願望でもあった。

杭 No. 436～480 にかけては、多くの場合工事中であり数多い土砂盛りの為、明らかではなかったが平坦な堆積がつづいていたようである。その中にあって杭 No. 480 地点には、人頭大の河原石をつき固め、ローム土と黒褐色土層の交っている盛り上がりを有する駐畔と考えられる遺構が認められたが殆んどが削平後であった。（昭和47年12月7日）

測溝の観察からの復元では盛り上がりは高さで 25cm 内外で上部端は 110cm、と見られる油鉢状であるところから、2 号駐畔と同様なものではなかったろうか。駐畔切削面での出土物不明。（旧地主は山下伊佐美氏所有地の水田）ただ基底につき固められた河原石の方向が、真北を示すものであるかも知れないが、

道路敷北側の側溝についての観察はすでに手おくれであるので明らかではなかった。なお、耕作土面から62cmの位置にあった。

出土遺物はこの畦畔掘の西側に土師器（國分期細片）と板状木片が、ショベルカーのかき上げた青灰色細砂質土層から圓まつたまま放り出されてあった。重要なのはその中の一枚にはかすかに墨痕が斜に残っていることであった。

短冊形の上部片の破損品であったが、他に精査を試みたが接合部分ではなく、長期間風雨にさらされたので保存用としての採取には失敗したのでカラ写真が唯一のものとなった。（カラー写真図版参照）

この杭 No. 480地点は、先に白釉陶器片の出土もあって重要なところで条里の水田区と、或は越物区との境界線とも考えられそうな位置と状況で他に人工を施したとみられる（つきかためた河原石）跡も近在にはあったので、将来的の裏付けとしてとりあげておきたいと思うし、おそらく条里区、非条里区など一考さるべき重要な位置だったのであるまい。（山本寿々雄）

6 主たる出土遺物について

糸 卷

図は、そのスタイルからいうと、錦糸を通すのに使われる「後」の類と見られるが、果たしてそのようなものとして使用されていたのかは疑わしい。

出土状態が凹部を上方に黒褐色土層（第4層）に突ささった形で発見されている。

① 形の上で同様なものとして静岡県登呂遺跡の出土品中、挿図45のNo. 58のものに近い。

この場合は両端部に凹を有するが今回のものは片方のみであり他方は尖がっているのも特徴である。

とにかく条里面で、此種の出土品として珍らしい存在である。トレンチを拡大精査するも他に木器は皆無であり、全くの単独出土である点特異で、条里地域中であることを考えると何か、機械以外のものに使用されていたのではないだろうか。

突ささった形で出土している点と、上面に凹部を利用していた点が当時そのままのものであったと仮に考えた場合、糸巻として、土木面で利用していたのかも知れないので、興味ある事実として報告したい。

材質はスギで長さ17.9cm幅、4.1cm、厚さ2.6cmを計測出来る

自 然 遺 物

タルミの波の部分が検出された。杭 No. 407の溝状凹地である。一応非条里地域としてのとらえ方ができるのであるが、どのようにして残存し得たのかよくわからない。

ただタルミは延喜式からもうかがわれるよう當時の甲斐国特産物もあり、何等かのかかわりあいがあったものであろう。

（山本寿々雄、山本正則）

参考文献

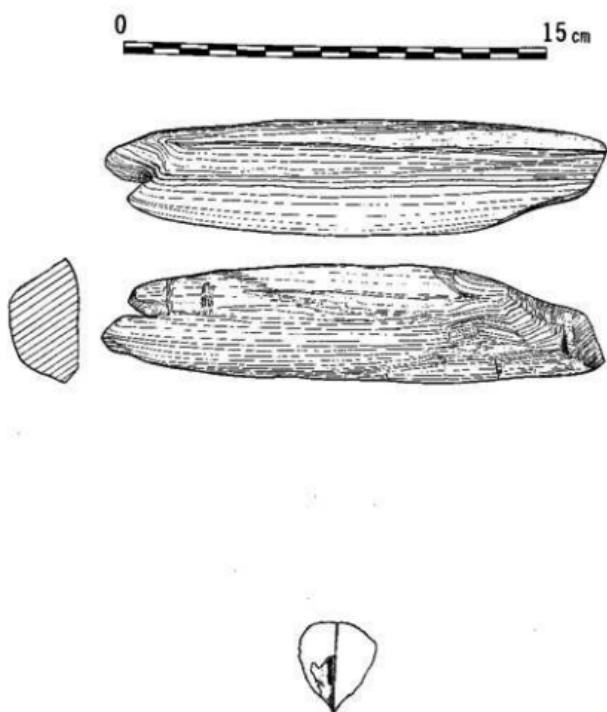
① 日本考古学協会

登 口(木製)

毎日新聞社

昭和29

糸巻の類と自然遺物



木簡

今回の調査で得た木片の中で、文字を記入したものと、採取不能であったが（墨痕を有する）1点は、明らかに木簡の類に含められべきものであり、他に木製品の中で、一端の角を削りおとして主頭として仕上げ、孔を有するものに部分的な彩色を施したものがある。復元の形からすれば、横に長く、絵馬のようなものに近いようである。（絵馬形）としよう。(1)は杭No. 407の溝状凹地からの出土である。（カラー写真参照）

① 欠損しているが、平城宮木簡の6011型式に近いのではあるまいか、中央より右側に淡く、ヨリと読める甲ととするのが適當だろう。

遺物の保存状態は良好ではない、平城宮木簡も多くは灰色砂質土層中よりのものであるが、今回のものも青灰色の細砂質土からで、このような土層は木質の地中遺存に適していたのであろう注目される点である。



(2)についても、平城宮木簡の6,011型のものかも知れない。（カラー写真参照）

出土地は全く離れた杭No. 480地点で、工事関係者の話しでは他にもなおこのような板があり、短冊形をして材の一端を、両側から、削ってとがらせたものを見たと伝えられるところからこの種のものは、或は平城宮木簡の6051型式のものかも知れない。いずれにしても、今回の調査では全出土資料が微量であるために型式分類は不能であるが将来のために対比しておいた。

彩色を有する絵馬形木片

この1点は①と共にタルミの自然遺物や丹塗土師器とともに、杭No. 407の溝状凹地からの出土である再使用かどうかは不明であるが、平面を削りとった跡がある。この跡は穴をのまわりであり、削りとられない上部左方には部分的に彩色が残っていることが目にとまる。復元すれば、横に長い形で角を削りおとして主頭としていたであろうし穴の利用などから絵馬形の原型かも知れないが、具体的に馬などの痕跡は認められない縦8.4cm、横10.8cm（推定）厚0.7cm、穴径1.1cmを計り、材質はヒノキである。

参考文献

① 神農國立
文化財研究所

平城宮木簡

平城宮発掘調査報告Ⅴ

昭和44

写真11 木筋と彩色を有する絵馬形木片

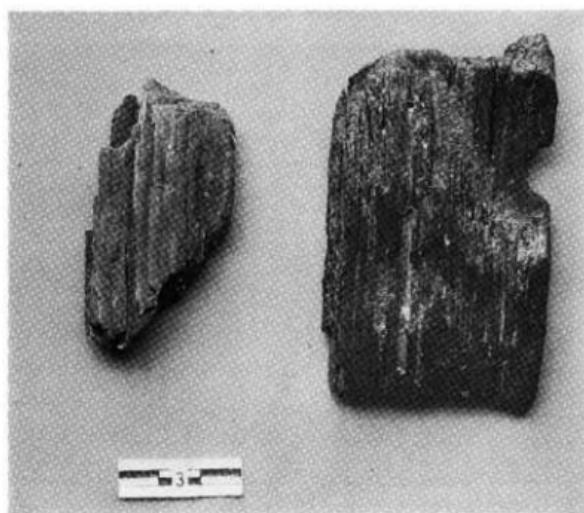


写真12 同 墓 面



畦畔溝状凹地等出土の土器類について

さてここでは畦畔切断中より出土した土師器についてふれておこう。

第1号畦畔中上部にのせられているローム土の中から黒色の（内、外両面）土器高杯1ヶがあった。完形品ではないが復元は可能である。杯部の外面には綾ではなく、ゆるいカーブで内彫している、破損部の断面からみると口縁にうすく脚部に太い、杯と脚の接合部は非常に厚い。

鬼高期Ⅱの特徴をよく保っている。

（13. 出土遺物についての項を参照）

なお第4層である、畦畔を直接おおっている黒色細砂層から灰釉陶器の口縁部片（K-90期）が出土していることを確認出来た。このことは両者の畦畔と尙との時期的な差を示す好例として貴重であろう。

次に杭No.423地点付近では板状木片と共に灰釉のおろし皿片が出土している。（室町初期）これらは畦畔ではないがその条里面出土ということで好資料である条理の歴史的持続として意義深い。

溝状凹地出土の資料については、時期的にもそして種類のうえにも多様性を示している点興味深いが弥生式土器等古いものが細片すらない点もまた特徴である。以下その特徴をあげる。

丹塗土師器

完形品ではないが、器高が低く、外面には明瞭な綾を有して、内外共に丹塗である。

（13. 出土遺物についての項を参照）

灰釉陶器

溝状凹地出土の灰釉陶器片は單一のものではなく、K-35、K-78及び0-53期のものに各々近似するものの外、関西系にみられる綠釉片も含まれている。

土師器

勿論完形品はない、細片からはおそらく國分期の後半のものかも知れない。唯一点底部片に平城宮東三坊大路東側溝出土の黒色土師器にみられる&印のあるものが目にとまるが、この場合は黒色土師器ではない。

なお多くの整理を見たうえで土師器については他の機会にのべてみたいが、別編で菊島美夫がふれているので全体を通して参考とされたい。

灰釉、綠釉、白釉等の陶器については、その多くを名古屋大学文学部栖崎彰一助教授、同理学部山崎・雄教授のご分析比較等多くの教示をいただくことが出来たことの学恩に深謝申し上げたい。

特に別編白釉陶器については、昭和47年6月10日杭No.480十四4m地点で伴出する黒色土器等と共に現地で露見しことの重要さを、同月12日の社会教育課長会議の会議に提示し、慎重なる調査を促すきっかけとなったものである。（呼称も当時の黒頭としておいた。）



緑釉陶器片と白釉陶器片(住居址および480地点出土)。



同 上

7 黒頭遺跡出土白釉陶片の化学的研究

山崎一雄

山梨県東八代郡御坂町黒頭出土の白釉陶片は山本寿々雄氏から橋崎彰一氏を通して受領したもので、幅1センチ、長さ2.5センチ、厚さ3ミリ程度の少し彎曲した小破片である。内外両面にやや黄味を帯びた白色の釉がかかっている。胎土は長石および石英の粒子を含んでいるが有色鉱はほとんど含まれていない。

この陶片の外側に当る面上の白釉を削り取り、定性化学分析を行ったところ、ほとんど鉛が含まれていなかった。また削り取った釉の中に混合している胎土を除くために、比重3.3の沃化メチレン中に入れ、軽い胎土（比重2.6程度）を浮かせ、もし鉛を含んでいれば重い釉を沈ませる分離法を試みたが、両者を分離することはできなかった。すなわち上記の両方の結果はこの白釉が鉛を含まず、従って釉の比重が胎土と大差ないことを示している。この白釉の化学成分の詳細は今後の化学分析によらなければ判明しないが、通常の釉の成分、すなわちアルカリ、カルシウム、マグネシウム等のアルミニノ硅酸塩と推定される。

綠釉は常に鉛を多量に含有しているが、白釉にも正倉院宝物中の皿、および岡山県御津郡一宮町神力寺跡出土の皿の破片のように鉛を多く含むものもあり、さらに今後の研究を必要とする。

（四八年三月 名古屋大学理学部）

8 黒頭遺跡出土の白釉陶片について

橋崎彰一

山梨県東八代郡御坂町黒頭遺跡から出土した白釉陶片について、山本寿々雄氏から所見を求められたので、管見にふれた白釉陶器を含め、その性格について若干述べてみたい。

当該陶片については出土遺物の項で詳しく記述されると思うので、ここでは必要な限りの記述にとどめる。

当該陶片が半径約4cmの蓋の一部であろうことは容易に推察されるが、身の形状については多分壺であろうと考えられるのみで、正確には判らない。通常、この種の彩釉陶器の蓋を伴なうのは「正倉院蓋壺」に似た短頸壺であるが、奈良、平安時代における彩釉陶器短頸壺は大きく2種に分けられる。1つは直径20~30cmの三彩、綠釉短頸壺で、火葬骨壺として使用されたものがすべてである。いま1つは直径5、

6cmの三彩小壺で主として祭祀遺跡において神への供献の器として用いられたものである。もっともこの中間の形状のものも絶無ではなく、長野県佐久市中道遺跡出土の二彩蓋や岡山県笠岡市大飛島遺跡出土の^①緑釉蓋などがあるが数量的にはきわめて少ない。
^②

從来知られた白釉陶器は正倉院陶器中の白釉大皿（磁皿甲第10号）・白釉碗（磁皿内第10号）のほか、岡山県御津郡一宮町神力寺址から出土した白釉角皿陶片と当白釉陶片がそのすべてである。この4点の胎土がややバサバサした白色の硬い焼成を示している点で、共通性のあることが注意せられるべきであろうしかし、正倉院藏の白釉陶器は釉薬のうちにわずかに酸化銅を含んでいるからであろうか、かすかに淡綠色を呈する。この点は名古屋市八事堂址出土の二彩華蓋の白釉部分と同様であって、八事堂址のそれは酸化銅0.4%を含んでいる。なお同器の白釉中の酸化鉛含有量は21.5%であって、綠釉部分の酸化鉛含有量が51.7%であるのに比較して非常に少ないことが注意されるのである。正倉院陶器については不明であるなお、岡山県神力寺址出土の白釉盤については山崎一雄教授の御教示によれば鉛の含有量はかなり多いということである。

以上のように、奈良、平安時代の彩釉陶器のうち、白釉單彩の器は黄釉單彩の陶器とともにきわめて数の少ないものであるが、釉薬の組成に鉛を含むものと含まぬものの2種類のものがあったことが知られるわずかな例で速断はさけなければならないが、名古屋市八事の蓋においても含有量が彩釉陶器一般に比較して少ないと白釉の製作法が他の釉薬とやや異なっていたことが或はあるかも知れない。當時、彩釉陶器の釉薬の製法がガラスのそれと同様であったことは「造仏所作物帳」に示すところであるが、奈良時代におけるガラスには鉛ガラスとアルカリ石英ガラスの2種があつて、鉛ガラスが圧倒的に多かったことは正倉院宝物中のガラスなどによっても知られるところである。しかし各種色ガラスのうち、白瑠璃のはとんどがアルカリ石灰ガラスであり、舶載品であるあるいは素材を輸入して日本で成形されたものと考えられ、日本製の白瑠璃が鉛ガラスであるとするならば、鉛を含まない白色透明釉を用いるということは、當時にあってはきわめて珍らしい例であったといわざるをえない。出土層位からみて時代の遡るものではなく、器物の形状や胎土から日本製であることはほぼ疑い得ないところである。したがって、當時わずかながら鉛を含まぬ白釉を用いた施釉陶器が存在したことを見るのは、も当該白釉陶片によって知ることができたわけである。

参考文献

- ① 佐久市教育委員会「佐久市前山中道遺跡緊急発掘調査概報」昭和47年3月
- ② 古代考古館「大飛島遺跡—古代の祭祀—」昭和39年
- ③ 稲崎彰一「名古屋市八事堂址出土の緑釉陶器」向説97号、昭和36年
- ④ 山崎一雄「愛知県および近畿地方出土の2、3の緑釉陶片についての化学的研究」「愛知県多古窯址群」昭和36年3月
- ⑤ 山崎一雄「ガラスの色および化学成分」「正倉院のガラス」昭和40年3月

9 南北畦畔延長線内の地域状況

第1号畦畔延長の真南に位置するところに東八代郡御坂町字国衙がある。(地図 No. 4) 付近にある国衙境界の南北に延びている築地線上に、この畦畔の線が当るらしい。(もっとも昭和47年12月3日現地踏査では上墨としてあった竹林が削平されていた)

さらに削平後の地表畠地には、黒色土師器高杯、杯の外に丹塗の同時期と考えられる遺物が採集出来たそしてかっては灰釉陶器片もあったところであり、第1号畦畔と同類の出土遺物が築地近在から出土したことには大いに注意しなければならないし重要な証明の手がかりである。果樹園等が多い状況などすでに多くの包含層が破壊されているようであるが、早急に考古学調査を経たうえで確める必要があろう。ところで大田静六のいう甲斐国庁の笛吹川氾濫による、国府→国衙の移転。木下良による国府と国衙問題・広瀬広一による、国府三転説。大場哲雄の笛吹川を境として山梨郡、八代郡の地理的区画=古文化的区分かどうか等この畦畔は多くのなぞを有しているものと云えよう。

このことは、この延長線が北に伸びて寺本庵寺跡の寺域内に当るという現実である。(地図 No. 5)

勿論、春日居町の寺本庵寺や山梨岡神社の存在、鎮目という名を有する地名などがあげられることも重要な要素であるが、特に最近鎮目の川口義教所有地(ブドー園)から柱穴を発見し(3個)すべてに柱根が残っていた(地図番号 No. 6) 地籍は鎮 800 の 1 に当る柱根の先端は斧で削られ尖っている。径15cm、長さ30cm、柱穴の間隔は2.5mと2mで東西に伸び地表下70cmの前後の位置にあったことを伝え聞く(基権らしいものも予想される)おそらく寺院以外の建造物址ではないだろうか。

遺物には瓦はないようであるが土師器、須恵器などは確認されている。

このような資料累積の上は早急に保存体制を整え、開発が進行しない中に歴史景観地区を計画する必要もある。今回の場合、その位置が、畦畔3号の延長線をやや東にそれた位置にあたっていることを考慮される必要がある。

次に第2号畦畔の延長線はどうであろうか、笛吹橋を北に、小松部落～加茂部落を通って国鉄別田駅に向っている。

かって国鉄複線化工事の際、別田駅近くの国鉄構内用地から杯、皿などの土師器(形式不明)の一括出土品を伝え聞いているので、同時代のものとして参考になるだろう。

このように地域の状況を探査してみると条里地割の中に貴重な遺構や遺物が埋蔵されているという事実である。このようなことを踏えると、甲斐国地方の古代地方政治の中心はこの第1号畦畔を軸に一つの単元として山梨郡、八代郡を取扱う必要も痛感される所以であり、かって須藤賢、谷岡武雄によって示された条里地割の(2)のパターンが笛吹川を超えた、この地域に、埋没の地割として現代人の眼の前に見現したことの意義は、歴史学、地理学上からもじっくりとかみしめて見る必要があるのではないだろうか。

地図上に自由に描ける想定線も、一つ一つの積上げにこそ意義があるのであって、埋没跡群の出現をして、考古学的な視角というものを除外しては最早や諦ることは出来ないことを、この緊急調査が教えてくれた好例である。（山本寿々雄）

10 条里についてのまとめ

いくつかの項目にわけて今回の調査結果の特徴をあげておきたい。

- 1 従来おこなわれてきた甲斐国古代の条里地割の想定線が、今回の埋没条里跡群の発見により、從来の想定線の直上には（一部の春日居町、寺木、国府、鎮目地区をのぞいては）合致していないこと。
- 2 条里跡群の築造年代の読みが、特に第1号跡群の場合の鬼高期Ⅰ期前後、第2号跡群の東側に近接する溝状凹地出土遺物中丹塗土器も同様鬼高期で或は第2号跡群より若干古い様相である点が発掘調査資料で判明になっている点で6世紀末～7世紀に入るのではないかとされことの可能性が生じたこと。
- 3 第1号～第3号までの跡群の基底が河原石を利用してつきかためてあるという事実が明らかになってること。（共通）
- 4 各跡群の南北の延長線上に、春日居町の寺木、国府、鎮目地区と御坂町の国衙地区がすっぱり入ってしまうこと。
しかも国衙地区で取り残された集落付近の削平された地域から、跡群のそれと同様、鬼高期の黒色土器（高杯）外丹塗土器の出土、鎮目地区的川口義教氏所有地から柱根を作なう建造物址と考えられる遺構の存在すること等による具体的な資料により、古代山梨郡と八代郡の地域の考え方方に新しい材料を提示したこと。（笛吹川をはさみ単一のもの）
- 5 第1号跡群のように3～4（3.5m）の巾を有する跡群は当然条里地割の界をなすものであろうと考えた場合、第2号跡群の杭No.408+4mという地点は(429-408)×20m+4mとなり424mを読むことが出来る（若干道路角度上の誤差があるが）1丁109mとする考え方からすれば、4倍の（1応4本目）436mに及ばず、むしろ、静岡駿河遺跡における、田地の東西の拡がりの210mの倍数に近いことがあげられよう、古い時期のものとして理解する上にこの数字は重要であろう。

これに対して西側にある跡群3号（一心真北にあるものとして）の位置が(480-429)×20=980mを読むことが出来る（道路角度の誤差がある）が1丁109mとする考え方になれば、約9倍の（1応9本目）によく当る地点であること、新しい時期のものとしてこの数字が理解されよう。

とすれば、第1号跡群の東西では、その読みに相違を認めることが出来る。若しこのことが許されるものとすれば東側の跡群の溝状凹地出土の鬼高期丹塗土器片を古いとするのに対し、第3号跡群附近の区分割土器の細片の時期の差を対比の上で考慮されるものかも知れない。従って条里地割の法則性は

今回の埋没条理では見出すことは勿論不能に近いものといわざるを得ない。

6 胜畔の幅員については2つのパターンが確認されたこと即ち

(ア) 基底幅員が3~4mの巨大なもの

(イ) タ 1m 20~50cmのもの

この外には現在までのところ見当らないと考えられること。

7 今後において埋没条里地割が想定線下に必ず存在するという保障はないが、一応道路敷内25m以内に
関する限りでは真北を示していることに対する復元がより、山梨郡、八代郡下に可能であり、将来に新
らしい多くの問題提示をおこなうことが出来たこと。

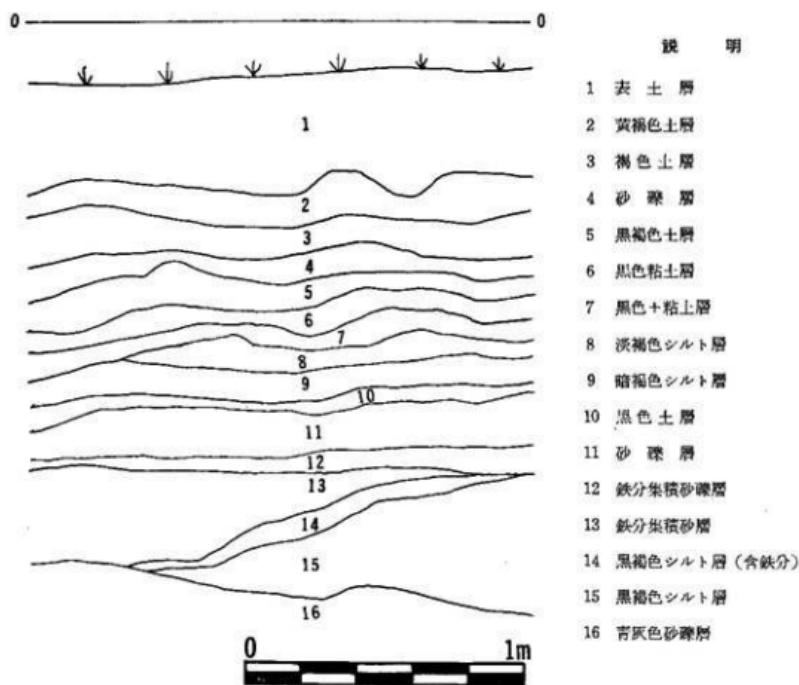
8 地の完全な調査は今回望めなかったものの、第3号胜畔における(109m×9)位置が、若し10等分
されているもの在り方を示したとすれば、或は推論の域とはしながらも、耕地は10等分されているこ
と。そして長地型の区画に近かつたものかも知れない。(国分期では)この地域の考古学調査の在り方
が不明確なため好機を失してしまったし、パトロール等ではなおの精査は期しがたかったがもって遺
憾なことであった。

9 U字断面は、或は灌漑用水そのものかも知れないが杭No.433地点、杭No.417地点などがそれである
しかし仮りに敷条にも分岐するであろうこの種の断面は、とうとうとらえることが出来なかつた。
以上をもって条里のまとめをおこなつたのであるが、何分にも緊急という事態ではあり、われわれの取
組む調査能力も、時間も、限界ぎりぎりのことであったことをお許し願いたい。

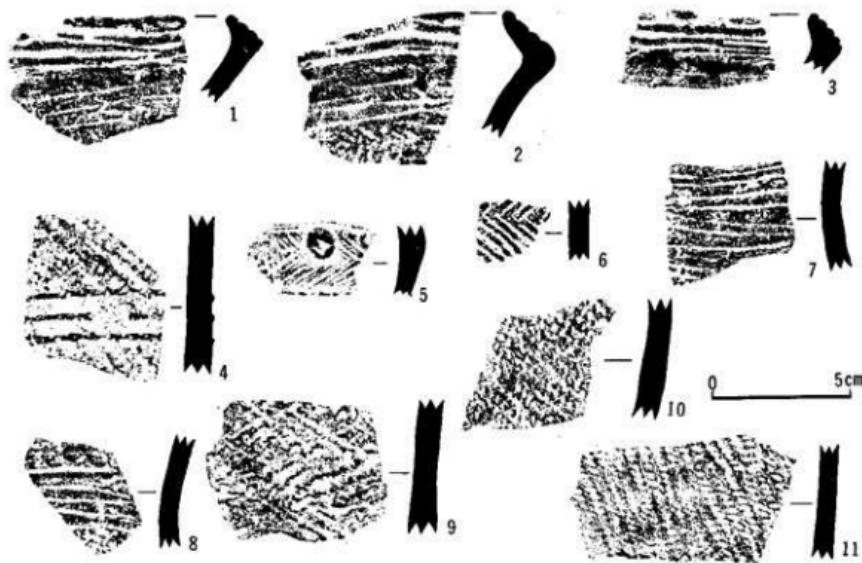
11 条里に近接する地区の包含層と遺物

杭No.396遺跡は甲府盆地の東部、笛吹川の支流金川の氾濫による扇状地上で、標高295mから300mの
西向きのややゆるやかな微高地斜面に位置し、近辺には国分寺跡、国分尼寺跡、寺本鹿寺跡等があり、又
国府、国衙の地名も現在残っている、地表観察では金川の氾濫によりいたる所で砂礫等の堆積及び流失の
痕跡があり、この地区・帯の特異性を形成している。杭No.396地点における地層であるが、他の地点
でも有機質を含む層、粘質の層、砂層、砂礫層等の関係は大差なく微高地形を形成しているものと考え
られる。住居址を発見したグリット地区的南東端のグリットを層位観察のため深さ約2mまでの試掘を行
なった結果は第1図で、16層に分層できたが、そのうち河川活動により造られたと思われる砂を含む層は第
4、8、9、11~16層で、9層110cmの堆積で、このうち河川疊を含む層は第4、11、12、13、16層で5層
50cmの堆積がある。そしてこれら以外の層は一応腐植土層であるが、粘質な第6、7層を省く外の層は砂
質が非常に強い。つまり第6、7層以外は砂質の層である。

第 1 図



第2図 グリット出土の縄文式土器片



各層の時代については、まず条里に相当できると考えられるのは第4層直上。住居址は第5層中に相当でき、第4、5層特に第5層からは土師器、灰釉陶器片が多数出土し、又10層からも土師器、須恵器片が出たので、第6～9層はごく短時間に堆積したと考えられる。最下層の第16層から縄文式土器片（型式不明）が出土し、又15m程はなれた地点で鉄分集積層の直下から第2図の縄文前期末から中期初頭にかけての時期の物で、第16層は縄文時代前期末から中期初頭にかけての時期に相当する。

第2図の土器片のうち①～③口縁部が内凹し、半裁竹管による平行沈線が施され、④は口唇部に指痕があり。⑤は下部に縄文が施されている。⑥は三本の平行した粘土紐を貼けた後に縄文が施されている。⑦はボタン状突起を持ち。⑧～⑩は平行沈線が施されている。⑪は褐色で焼成は良好。⑫～⑯は暗褐色で胎土に砂粒、雲母を含み粒子は非常に粗である。

（森 本 主 一）

12 遺構 杭 (No. 396 地点の住居址)

今回の発掘調査は、条里遺構の光明に重点を置きながらこれに伴う集落（住居址）についても年代系列等の関係を明確にするための最大限の努力を払ったのであるが、結局は金川の氾濫や農業構造改善事業等による深耕、等によって括縁層が広がり住居址の多くを確認できがたい状況であった。結果としては平安期後半のものと思われる住居址が2址重複して確認できたので、以下その特徴をあげてみることにしたい。

第1号住居址

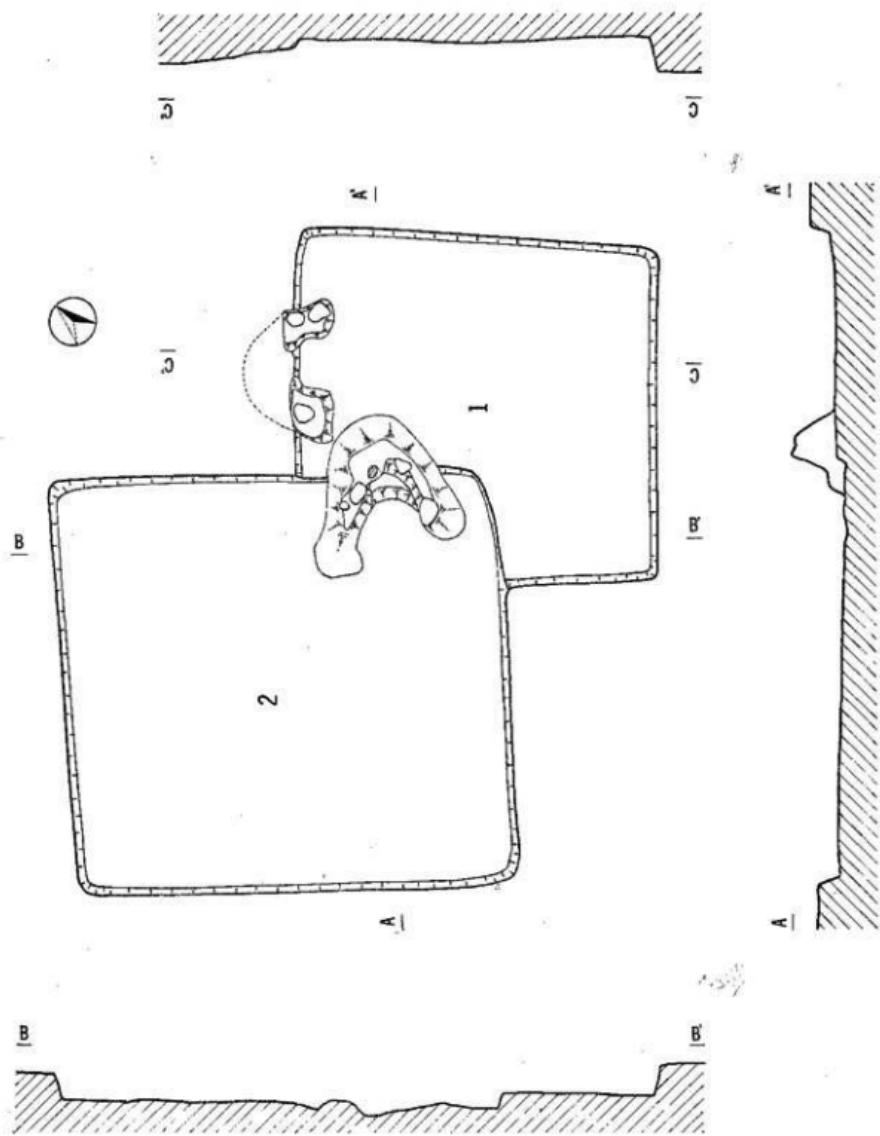
本住居址は北西部を第2号住居址によって切られているが、東西2.4m、南北2.5mの方形を呈し、北壁中央よりやや東よりにカマドを設置する竪穴住居址である。壁高は東約20cm、西約15cm、南約25cm、北約20cmを計り、側壁は直立せず外傾している。床面は粘りけのある黒褐色土であり、遺存状態は良好であるが踏み固められてはいない。全体的に平らである。カマドは、壊されてはいるが石組み作りで長径1m、短径70cm、高さは30cm程度である。基礎には巾10cm、厚さ10cm、長さ20cm～30cmの河原石を立てて芯にしてその全面を粘土で覆つたものと思われる。焼土はカマド内とその後部に残されていたが量は多くはなかった。遺物はカマド附近に復原可能な壺の破片が多数出土したのと、椀が1つ出土したのみである。

柱穴、貯蔵穴は認められなかった。帰道は壊されているため不明である。

第2号住居址

本住居址は南東部を1号住居址の北西部を切って作られており、東西2.85m、南北3.1mの方形を呈し、カマドは東壁の南側隅にある竪穴住居址である。側壁は外傾しており、重複部で5cmその外は20cm前後で

住居址実測図



ある。床面は、全体粗雑ではほぼ平らであるがしまりがない。カマドは、遺存状態が比較的よく1号住居と同様石組み造りで3本の河原石を立てて芯にし、その全面を粘土で覆い堅牢な造りである。東壁より40cmほど外へ突出している。またカマド上部に直径8cmほどの穴があり、用途ははつきりしない。大きさは長径11.5m、短径で1.0m、焚口の幅50cm、奥行4.5mを計り、煙道は認められない。遺物はカマド付近から出土している。なお柱穴、貯蔵穴は認められなかった。

以上、本遺構について概要を述べたがこれらから窺うことのできる点は、本遺跡の形態は、一宮町末木遺跡と同様（S. 46年12月調査）集落は一定地域へ集中化せず散在していくパターンであろうかと考えられる（他の包含層の検討も考慮して）また住居址が窮めて小規模であり、貯蔵穴、柱穴など認められず、また遺物も少なく住居の貧弱化が伺がわれる。特に注目すべき点としては、

- ① カマドに棒状の数本の河原石を立てて芯に使用している。
- ② 煙道は上部に認められる。

以上2点であり、住居址の形態は平面プラン、方形を呈し、壁は外傾し、カマドは石組造りで煙道を有する。柱穴は認められない。

（山崎金夫）

参考文献

① 山梨県教育委員会	甲斐国四分寺周辺集落址の調査	昭和47
② 八王子市中田遺跡調査会	八王子市中田遺跡 (古墳時代集落址の調査)	〃 43
③ 金井暉 良一	番清水遺跡	〃 43

写真13 カマド



13 出土遺物について（全体を通して）

1 出土遺物の概要

今回の調査に於いて条里遺構（トレンチを含む）および住居址（グリットを含む）より縄文土器、土師器、須恵器、縁・灰釉陶器、常滑・吉瀬戸陶器、瓦、木製品、自然遺物等を確認することができた。特に条里遺構出土の土師器は畔岸の時期の推定や、住居址出土の土師器等は一括資料として把えることができ土師器編年の確立に価値が見いだせる。よってこれをふまえ以下出土遺物について記述してみたい。

(1) 条里遺構出土遺物

出土遺物は土師器、須恵器、灰釉陶器、木製品、自然遺物等である。このうち主たる遺物自然遺物については山本が触れているので参照されたい。遺物の多くは破片で出土したが、このうち重要と考えられるものを図示した。土師器には碗、杯（第1図2）、高杯（同3）とがみられる。碗のうち第1図1は杭No.436地点の第三層、第2図1～3は杭No.407地点の出土品である。杯は杭No.407地点出土で高杯は杭No.429の条里遺構辺り発見されたものである。なお第1図1・3および第2図3は黒色土師器、第2図1・2は丹塗土師器である。須恵器の高杯（第1図4）は杭No.396地点、灰釉陶器のうち段皿（同5）は杭No.407地点、甕（同6）は杭No.396地点、御し皿（同7）は杭No.423地点よりの出土品である。

更に参考品である土師器碗（第2図4）、高杯（同5）は黒色土師器で御坂町国衙、灰釉陶器のうち横瓶（第3図1）、甕（同2），は奈日居町寺木、台付碗（同5）は御坂町、白釉陶器の蓋（同3）は杭480黒頭、甕（同4図）は山梨市八日市場日下部中学校校庭遺跡出土品である。

(2) 第1号住居址内出土遺物

出土遺物は土師器、須恵器、灰釉陶器等が見られるが、その多くは破片で発見され復原できたものは土師器6点のみであった。器形は皿（第4図1）、杯（同2）、台付碗（同3）、鉢（同4）、甕（同5）等である。全て覆土中よりの出土であるが、3は西壁寄りの所の床面より約5cm上位で、5は北壁カマドの内部から発見されたものであった。

(3) 第2号住居址内出土遺物

出土遺物は土師器、須恵器、縁・灰釉陶器等であるが、その多くは破片であった。土師器の器形は皿（第5図1～6）、杯（同7～11）、台付杯（同12）、鉢（同13、14）であり、皿および杯は更に細分され、皿は1～4の群、5、6の群との2類に、杯は7、8の群、9の群、10、11の群、12の群の4類にそれぞれ分類される。このうち杯10～12は黒色土師器である。2～5、7～9、12、13、14は覆土内出土で、1はカマド上部、6、10、11はカマド内部より発見された。須恵器の器形には杯（同15）と杯蓋（同16）とが見られやはり覆土内よりの発見である。縁・灰釉陶器は1点のみ覆土内より発見されたが細

片のため器形は復原することはできなかった。灰釉陶器の破片は相当発見されたが、図上復原できたのは台付碗（同17）のみで、覆土内より発見された。

(4) グリッド内出土遺物

住居址追完のグリッド内から出土したもので、出土遺物には縄文式土器、土師器、須恵器、灰釉陶器常滑・古瀬戸陶器、瓦および墨書き土器片などが見られる。縄文式土器については森本が触れているので参照されたい。土師器の器形は皿（第6図1～3）、杯（同4～11）、杯蓋（同12、13）台付椀（同14、15）、釜（同16）、高杯（同17、18）（第7図1、2）甕（同3、4）壺（同5）、長甕（同6、7）、小型手捏土器（同8）などが見られる。皿は第6図1、2の群、3の群との2類に分類され、杯は4～7の群、8の群、9の群、10の群、11の群の5類に分類される。このうち9は黒色土師器である。須恵器の器形には杯（第7図9～13）、杯蓋（同14～19）、盤（同20）、甕（第8図1～3）があり、杯は9のもの、10～12のもの、13のものとの3類に分類される。また杯蓋も14～18のもの、19のものとの2類に分類される。灰釉陶器には皿（第8図4）、台付椀（同5～9）甕（同12～16、21）、壺（同17～20）および三足壺と考えられる足部（同22）とが見られる。常滑・古瀬戸陶器片が数点づつ発見されたが器形は復原でき得なかった。瓦は布目瓦であり、平瓦および丸瓦の2種類が確認された。墨書き土師器は杯の底に書かれたものであり、その器形は復原できなかったが、墨書きは判読できた。「佐」、「小林」あるいは「ト林」である。

2 出土遺物の考察

出土遺物の概要は前述のとおりである。次に遺物に対する考察をとおして住居址間の関係、他遺跡との比較、時期推定を試みよう。

(1) 条里遺構出土遺物

条里遺構出土の土師器碗、高杯（第1、2図）は黒色土師器、丹塗土師器であり、黒色土師器のうち碗（第1図1）はA類黒色土師器、碗（第2図3）・高杯（第1図2）はB類黒色土師器である。丹塗土師器の碗（第2図1、2）は両面塗布のものである。

県内からこれらと類似する土師器を出す遺跡は僅かであり、昭和45年1月に調査された甲府市朝氣町甲府東小学校々庭遺跡が好例である。^{注1)}この遺跡は弥生終末期～鬼高期～真間期～国分期にまたがる遺物を出土したが、この遺物の中の碗、高杯などにA・B類黒色土師器、丹塗土師器が見られる。隣接地の御坂町国衙地点よりはA・B類黒色土師器（第2図4、5）が、又一宮町地内からもA類黒色土師器の出土が確認されている。

勝沼バイパス杭No. 407、429、436出土の黒色、丹塗土師器の時期は器形からして概まかにいて鬼高式に属するものであり、更に細分すれば高杯は鬼高Ⅰ式に碗は鬼高Ⅱ式に分かれよう。

杯は器内が厚く輪錐整形の縁、糸切底が顕著に見られ、国分型式であるがその中でもやや古手の時期

のものと考える。

灰釉陶器の卸し皿は猿投山古窯址、段皿と碗は永田古窯址にて生産された。卸し皿は県下で発見されたのは今回が初めてであり、近県では長野県平出遺跡から出土例がある。^② 平出遺跡においては第7様式から見られる器形であるが、今回の出土品は更に新しく室町時代初期の生品と考えられ、段皿も時期的には下降するものと考えてよいだろう。

(2) 住居址出土遺物

第1号住居址出土の土師器皿・杯は器内薄く口縁部が玉縁の形態で、胴部に窓削し、更に杯にあっては糸切底の一部を窓削りによって削りきっている。台付碗はA類黒色土師器である。鉢は短かくて厚い口縁で、内面に稜がみとめられる。甕は器内が極めて薄い作りである。

第2号住居址出土の土師器皿は2類に細分された。第1類は第5図1~4、第2類は同5~6であり1類は1号住居址出土の皿と同形態で、第2類が区別されるのは、胴部および底に窓削が認められない点である。杯は4類に細分された。第1類は同7、8、第2類は同9、第3類は同10、11、第4類は同12である。第3類は1号址の杯と同形態のもので、第1類は口縁部が平縁の形態で、内面に花弁状の質感が見られる点で第1類と区別される。第2類、第3類は共にA類黒色土師器であるが、台の有無によって区別した。甕同13、14は短かい口縁部で内部に稜を作り、全体に薄い作りである。須恵器杯は立上り部を有しているもので、形態的には古いが、胎土や焼成などからは新しさを感じとれる。杯蓋は「く」の字形に口縁部を有するもので、やはり時期的には下降するものである。灰釉陶器は瓶古窯址の生産品であり、胴部が斜に広がり台の火がやや短めであることから、時期は下降するものといえる。

2号址の土師皿第1類は末木遺跡第1号址出土の皿に、杯1類は末木1号址の杯第1類に、杯3類は末木1号址杯2類に、杯2類は末木1号址杯第3類に類似するほか、甕や鉢なども末木遺跡に類似品が見られる。更に末木遺跡ばかりではなく、日下部遺跡の出土品にも極めて良く類似しているのである。

1、2号住居址の時期であるが、第2号址が第1号址を切って作られていることから、この2住居址間に新旧の差があるわけだが、遺物間の比較においては同形態のものが見られることから、略同時期の所産のものであると言えよう。末木遺跡の時期が略10世紀後葉から11世紀初頭に置かれていること、更に第2号住居址出土の灰釉陶器、台付碗はその側線の形態から平出第六様式以降の灰釉陶器に類似している。^③ 平出第六様式は10世紀後半から11世紀前半頃に比定されている。更に台付碗の脚部形態は猿投山須恵器銅年の第3期前半（10世紀末葉）^④ に見られるが、この灰釉陶器が瓶古窯址で生産されたものであることから、時期は11世紀後半以降に置かれよう。形態的には圓分式のうちのⅡ式に属するものである。

(3) グリツド内出土遺物

土師器皿・杯は第6図10をのぞけば、1、2号住居址出土のそれと同形態をとるものであるが、この

内第6図9はA類黒色土師器である。台付碗も第1号住居址のものと同形態であり、釜は極めて立上りが短かい形態をとっている。これらは前述の国分Ⅱ式に入るものである。

高杯、壺、手捏土器、甕（第7図3、4、5、7）などは和泉式に入るものである。第7図6の甕は器肉が薄く、長手の口縁部で内面に鋭い稜を有しているもので、この器形は末木遺跡第3号址より出土しており、国分Ⅱ式に入るものである。須恵器壺、杯蓋は猿投山須恵器編年第2期（9世紀後半～10世紀後葉）から見られる形態である。

灰釉陶器のうち永田古窯址生産品には皿（第8図4）台付碗（同5、9）、甕（同14）、壺（同17）が、姫古窯址生産品は台付碗（同7、8、11）、壺（同18）が、猿投山古窯址生産品には甕（同12、13、15、16、21）、壺（同19）、三足壺（同22）、台付碗（同6、10）がある。このうち甕（同16）、三足壺は猿投山古窯址のうち黒鉢35号窯址で、台付碗は黒鉢90号窯址によって生産されたものと考える。甕^⑤（同12）は岐阜県、虎渓遺跡出土品に類似している。

壺および永田古窯址は11世紀後半、黒鉢35号窯址は9世紀末、黒鉢90号窯址は11世紀後半、虎渓遺跡は11世紀末に創業が開始されたものであるとされている。

縁釉陶器片も數点出土しているが、器形を復原するまでには至らなかったが、生産窯は籠岡古窯、鳴海古窯、尾北古窯、幾内系窯であることが判明した。

条里遺構の年代は鬼高Ⅱ期に住居址の年代は11世紀後半以降におかれるわけだが、ではいったいこの地が当時のどの郷に該当するのであろうか。「倭名抄」に記載されている山梨郡十郷中、当遺跡付近は石禾郷、八代郷の接点あたりと考えられるのである。郷は埋没条理が後世まで継続している点との関連の上に検討されねばならないため、判断はできないが筆者は当遺跡は石禾郷に入るものと考えている。従ってその一集落址と考えてみたいと思う。

今後この時期の調査が進み、里郷の実態が解明されるであろうことを強くのぞむものである。

3 特殊遺物について

(1) 縁、灰釉陶器について

山梨県において縁釉陶器、灰釉陶器を出土する箇所は陶器に対する研究が昨年から開始されたという事情を反映して、今までに判明しているものは次表の如く7都市25箇所にすぎないが、これから考察されることに分布が古代甲斐国の政治、経済の中心地であった御坂町、石和町、一宮町、春日居町、山梨市などにその80%が集中していること、北辺の地である白州町、韮崎市や、地勢的に中心地と割れた地である富士吉田市、都留市などに点々とその分布がみられることである。北辺の地域は隣接する長野県との関係を、郡内地方のものは国中地方との比較の上に興味ある存在と言える。

ではこの様な陶器分布と種類との関係はどうであろうか。23箇所中縁釉陶器を出土するのは僅か3ヶ

所で全体の一割にすぎず、圧倒的に灰釉陶器が多いのであるが、緑釉陶器についてはその出土地に注目したいのである。即ち、石和町の上平井および赤井は「国衙」に近接し、一宮町末木は「国分僧、尼寺」に近接し、さらに全国的にみてもまれである白釉陶器を出土する御坂町黒頭も国衙に近接するなど、上流階級に属したであろう人々が使用した緑釉陶器が当時の中心地に濃厚に分布している事実である。この事実から灰釉陶器の分布の濃淡についてもよく理解できるところである。

緑、灰釉陶器の器形や型式分類について考えてみると、緑釉陶器では高台付碗と壺などが見られる。一方灰釉陶器には台付碗、皿、壺、横瓶、甕、卸し皿などがあり、このうち約9割が台付碗、皿によつて占られている。台付碗には口縁部が外反するものと、逆に内反り気味のものとが見られるほか、胴部がゆるやかに膨らんだものと、斜めに上に開くものとがあり、高台の形態についても略垂直なものと外反するものとが見られる。皿形には高台付のものと糸切底のものとがあり、口縁部においても外反するものと内反するものとが見られる。更に胴部に段を有する「段皿」や、内面底に縦横の深い刻線を入れた「卸し皿」なども見られる。壺には三足壺、長頭壺、短形壺などが見られるが、いまだ完形品は発見されていない。

器形を見たが、次に編年について若干考えてみよう。ただしここでは台付碗、皿についてのみ考察する。台付碗には明らかに二型式の編年が見られる。胴部膨らみをもち、高台高く垂直に近いものと（第3図5）、胴部斜めにして高台の外反するものとであり、前者が古く、後者が新しいものである。概して前者の製作は丁寧で、器形が整っているのに対し、後者は製作がおおまかであると言える。皿は有段皿や卸し皿については時期が下降するものと考えられている。その他の器形については数が少なく型式分類はできない。

最後にこれら灰釉陶器類の搬入経路について考察しよう。

大場整雄は信濃の灰釉陶器の分布から、それが東山道によって搬入されたものとの見解を明らかにした。^⑥美濃の古窯址で生産された灰釉陶器は神坂峠を越えて伊那谷（伊那市）に入り、ここから分れて、伊那市一塩尻峠一松本平一国府一碓水峠一上野国分にいくものと、伊那市一高遠一枝安峠一諏訪というルートによって信濃さらに群馬県に持ち込まれたと考えたのであった。信濃に於いて当時の古道によつて灰釉陶器類が持ち込まれたということが、確実視されている現在、このことを山梨県にあてはめる訳にはいかないであろうか。甲斐国の古道については若彦路と富士山東麓を回る路とがあると言われているが、^⑦若彦路については現在否定的意見が強い。一方、富士山東麓を回る路については文献などから研究されて、略これが官道であったことが指摘されるところとなつた。この官道は東海道の横走駅から分れて、加古坂一加古駅一河口駅一御坂峠一水市駅一甲斐国府へと至るものであるが、灰釉陶器の分布が当時の中心地に濃厚に見られることから、県下の灰釉陶器類も官道から搬入されたと考えてよさそうである。分布からは大まかにそう言えるだけだが、更に決め手となる重要な資料が点々と出土している。それは一

宮町末木、富士吉田市船津などから清谷古窯址で生産されたと考えられる灰釉陶器が出土していることである。清谷古窯についてはまだ全貌が解明されていないが、その特徴は胎土が粗く、器肌ザラツキ、器色は墨灰色で、銀灰色の釉が使用されているものである。清谷古窯址の存在する場所は静岡県大須賀清ヶ谷であり、ちょうど東海道の通過地点にある。このことから清谷古窯址で生産された灰釉陶器が東海道を下り、横走駅から甲斐国に入る官道を通って持ち込まれたと考えるのがより妥当性を持つ。灰釉陶器の9割近くが美濃で生産されたものであるが、やはりこれらも東海道から持込まれたものであろう。

灰釉陶器について若干の予察をしたが、灰釉陶器はやはりこれから調査に期待するところが多い。分野といえるのである、今後の研究によって古道がより明確にされることが考えられるのである。

なお、録、灰釉陶器類の出土地名表を載せたので参考にしていただきたい。

2) 墨書土器

今回の調査で「在」「小林」（あるいはト林か）なる墨書土器片が発見された。墨書については一応全国的に分布を見るものであり、墨書が何を意味するものか検討されているが、その定説というものはない。^⑨

今回は県下出土墨書土器の集成にとどめておき、考察は後日にゆずりたい。

3) 黒色土師器および丹塗土師器

黒色土師器、および丹塗土師器が、須恵器生産に大きなかかわり合を持つて発達したと小笠原好彦は述べているのであるが、残念なことに山梨県下にあっては今日まで注意されるに至らず、その存在自体も皆目分らない状態であったと言える。この辺で県下の黒色土師器、丹塗土師器について整理し、今後の研究資料にしたいと考え、若干の考察をしてみた。

黒色土師器を出土する遺跡は13箇所が確認されており、その器形は碗、高杯、杯、台付皿等である。時期は鬼高式一真間（？）一国分式のものである。鬼高式のうちⅠ式のものには黒色土師器のA・B類がともにあり、器形は碗のみが確認されている。鬼高Ⅱ式のものには鬼高Ⅰ同様にA・B類が共に存在し、器形は高杯のみが確認されている。鬼高Ⅲ式においてはA類が見られるのみで、器形は高杯が確認された真間式については調査された遺跡ではなく、また実見の遺物中には確認できなかった。国分式にあっても国分Ⅰ式には今だ黒色土師器は確認されていないが、国分Ⅱ式には相当数が確認されており、そのすべてがA類黒色土師器と言われるものである。器形は台付碗、杯、台付皿である。

以上整理すると、現時点の山梨県下においては黒色B類土師器は鬼高Ⅱ式で姿を消しており、関東に於いても鬼高式の断階で姿を消しているから、略歴を一にしていることが知られよう。

丹塗土師器については僅か二遺跡しか現時点では確認できない。時期は鬼高Ⅰ式に属するもので、器形は碗である。関東地方では国分式まで出土が確認されている点、更に研究が必要である。

黒色、丹塗土師器について整理したが、まだまだ結論の出せる段階でないことが窺えるのである。

なお、末筆であるが陶器類については名古屋大学の植崎先生に御教示をうけたことを明記し、その好意に感謝を表したい。（菊島美夫）

- 注 1 昭和45年に調査されたが、報告書は未刊である。
- 2 平出遺跡調査会『平出』
- 3 注2と同じ
- 4 植崎彰一「猿投山須恵器の編年」『世界陶器大系』5
- 5 植崎彰一氏教示
- 6 注2と同じ
- 7 杜川七郎「国府及郷の位置」『郷土研究』
- 8 碓貝正義「甲斐の御城—甲斐の古駅路再論」『甲斐史学』3号
- 9 黒書の意味には、所有権、用途別の記号、吉祥符等、その他色々言わわれている。
- 10 小笠原好彦「丹波土師器と黒色土師器—土師器における二次的表面加工の問題について」『考古学研究』第18巻2号

出土遺物表

図面番号	種類	器形	口径 (底径)	整形方法			備考
				口縁部	胴部	底部	
条里遺跡(トレンチ内出土品)							
第1図 1	土師器	碗	12.6	横撫	横撫		片 内面黒漆色
2	〃	杯	19.0	ロクロロ	ロクロロ	糸切底	片
3	〃	高杯			横撫		片 外面黒漆色
4	須恵器	〃			ロクロロ		片
5	灰釉陶器	吸皿	19.6	ロクロロ	〃		片 どぶつけ
6	〃	甕	9.8	〃	〃		片
7	〃	鉢し皿			〃	糸切底	片
第2図 1	土師器	碗	12.2	横撫			片 内外面丹塗
2	〃	〃			横撫		片 "
3	〃	〃	14.2	横撫	底削		片 外面黒漆色
第1号住居址出土品							
第4図 1	土師器	皿	13.2	ロクロロ	篠削		片
2	〃	杯	12.2	〃	〃	糸切底を削削	片
3	〃	台付碗	16.0	〃	ロクロロ	ロクロロ	完 内面黒漆色
4	〃	鉢	27.6	横撫	横H縦		片
5	〃	甕	(11.0)		柳目縦	木の葉底	片
第2号住居址出土品							
第5図 1	土師器	皿	13.2	ロクロロ	篠削	糸切底を削削	完
2	〃	〃	12.8	〃	〃	〃	片
3	〃	〃	13.6	〃	〃	〃	片
4	〃	〃	12.8	〃	〃	〃	片

図面番号	種類	器形	口径 (底径)	整形方法			備考	
				口縁部	胴部	底部		
第5図	5	土師器	皿	12.6	ロクロ	ロクロ	糸切底	片
	6	"	タ	12.8	"	タ	"	片
	7	"	杯	10.8	"	鋸削	糸切底を鋸削	完
	8	"	タ	11.2	"	"	"	完 内面黒漆色
	9	"	タ	13.4	"	ロクロ	糸切底を鋸削	片 内面黒漆色
	10	"	タ	14.8	"	鋸削	糸切底を鋸削	片
	11	"	タ	16.2	"	"	"	片
	12	"	台付杯	(6.8)	横 摘	掃口綫	ロクロ	片 内面黒漆色
	13	"	鉢	16.6	横 摘	掃口綫		片
	14	"	タ	(8.6)	"	"	本の素底	片
	15	須恵器	杯	10.6	ロクロ	ロクロ		
	16	"	杯 蓋	13.2	"	"		
	17	灰釉陶器	台付椀	16.6	"	"	ロクロ	片 どぶづけ
グリッド内出土遺物								
第6図	1	土師器	皿	12.0	ロクロ	鋸削	窓	片
	2	"	タ	12.6	"	"	"	片
	3	"	タ	13.2	"	"	"	片
	4	"	杯	10.8	"	"	"	片 内面に黒漆
	5	"	タ	15.3	"	"	"	片
	6	"	タ	14.4	"	"	糸切底を鋸削	片
	7	"	タ	12.6	"	"	窓	片
	8	"	タ	11.6	"	"	"	片
	9	"	タ	14.6	"	"		片 内面黒漆色
	10	"	タ	15.4	"	"		片
	11	"	タ	15.0	"	ロクロ	糸切底	半 完
	12	タ	杯 蓋		"	"		片
	13	"	タ	14.0	"	"		片
	14	"	台付椀	15.0	"	"		片
	15	"	タ	14.4	"	"		片
	16	"	釜	33.9	横 摘	掃口斜		片
	17	"	高杯	19.3	"	横 摘		略 完
	18	"	高杯	20.8	"	"		略 完
第7図	1	"	タ	(12.7)	鋸削	窓		脚部のみ
	2	"	タ	(15.0)	"	"		"
	3	タ	壺	13.5	横 摘	"		媒

図面番号	種類	器形	口径 (底径)	蓋形方法			備考
				口縁部	胴部	底部	
第7図 4	土器	壺	12.4	横 撫	横 撫		片
5	ク	ク	12.4	〃	横撫、竪削		片
6	ク	壺	20.0	〃	横 目 撫		片
7	ク	ク	(6.0)	竪	削	竪 削	片
8	ク	小型手捏	6.0	手 捏	手 捏	竪	略 完
9	須恵器	杯	14.4	口 ク 口	口 ク 口		片
10	ク	ク	11.6	〃	〃		片
11	ク	ク	(9.4)		〃		片
12	ク	ク	(11.2)		〃		片
13	ク	ク	(6.0)	竪	削	斜 切 底	片
14	ク	杯 蓋	16.2	口 ク 口			片
15	ク	ク	17.0	〃			片
16	ク	ク		〃			片
17	ク	ク	14.8	口 ク 口	口 ク 口		片
18	ク	ク	13.6	〃	〃		片
19	ク	ク	11.0	〃	〃		片
20	ク	盤	(17.4)		口 ク 口		片
第8図 1	ク	壺	(6.0)	口 ク 口			片
2	ク	ク	(15.2)		〃		片
3	ク	ク	(11.4)		〃		片
4	灰釉陶器	皿	(8.0)		〃	口 ク 口	片、どぶづけ
5	ク	台付碗	14.6	口 ク 口	〃	口 ク 口	片〃
6	ク	ク	18.0	〃	〃	口 ク 口	片〃
7	ク	ク	9.2	〃	〃		片〃
8	ク	ク	14.2	〃	〃		片〃
9	ク	ク	(6.4)		〃	口 ク 口	片ク
10	ク	ク	(8.4)		〃	〃	片ク
11	ク	ク	(7.2)		〃	〃	片ク
12	ク	壺	12.6	〃	〃		片
13	ク	ク	8.6	〃	〃		片
14	ク	ク	16.4	〃	〃		片
15	ク	ク	18.6	〃	〃		片
16	ク	ク			〃		片
17	ク	壺			〃		片
18	ク	ク	8.0	口 ク 口	〃		片

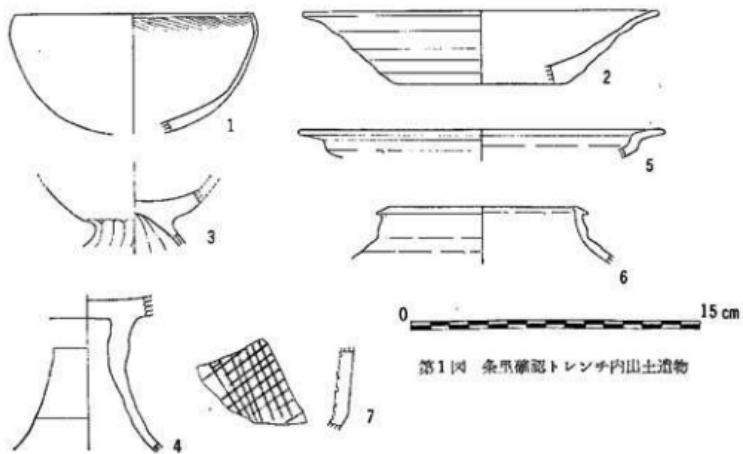
図面番号	種類	器形	口經 (底径)	蓋形方法			備考
				口縫部	洞部	底部	
第8図 19	灰釉陶器	壺	8.4	ロクロ	ロクロ		片
20	〃	〃	11.4	〃			片
21	〃	壺	9.4			ロクロ	片
22	〃	三足壺				(足部)窓附	足部のみ

緑釉、白釉及び灰釉陶器出土地名表 (1973.3)

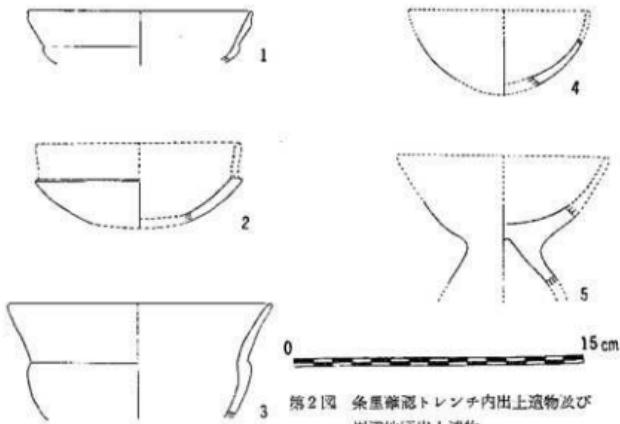
	出 土 地 周 器	件出遺物	備 考
1	並崎市清若町	灰釉	上飾器
2	藤井町	灰釉	土師器
3	北巨摩郡白州町竹字	灰釉	土師器
4	東山梨郡春日居町寺本	灰釉	
5	東八代郡御坂町八千藏 小字七五三木21	灰釉	土師器、須恵器
6	〃 成田小字糸平188	灰釉	土師器、須恵器
7	〃 〃 小字中原211	灰釉	土師器、須恵器
8	〃 〃 小字出口1,171	灰釉	土師器、須恵器
9	〃 〃 井の上小字横畠832	灰釉	土師器、須恵器
10	〃 〃 小字大塚1,933	灰釉	土師器、須恵器
11	〃 〃 二の宮小字 水宮2,720	灰釉	上飾器、須恵器
12	〃 〃 夏目原小字鍋越517	灰釉	土師器、須恵器
13	石和町英小字上平片	緑釉、灰釉	山本寿々雄蔵
14	御坂町黒頭(杭 No. 480)	白釉、灰釉	土師器、
15	〃 黒頭	灰釉	土師器、須恵器
16	〃 中川小字赤木	緑釉、灰釉	土師器、須恵器
17	一宮町末木(末木遺跡)	緑釉、灰釉	土師器、須恵器
18	富士吉田市船津上ノ段	灰釉	上飾器
19	都留市美濃	灰釉	
20	東八代郡御坂町成田田衝削半	灰釉	土師器
21	〃 〃 下の原(鎌生古墳)	灰釉	山本寿々雄蔵
22	〃 〃 井の上	灰釉	石和高校蔵
23	山梨市八日市場 (日下部中学校校庭跡)	緑釉、灰釉	菊島美夫蔵
24	下神内用	灰釉	日下部中学校蔵
25		上飾器	『若木考古』第52号所収

墨書土器出土地名表 (1973.3)

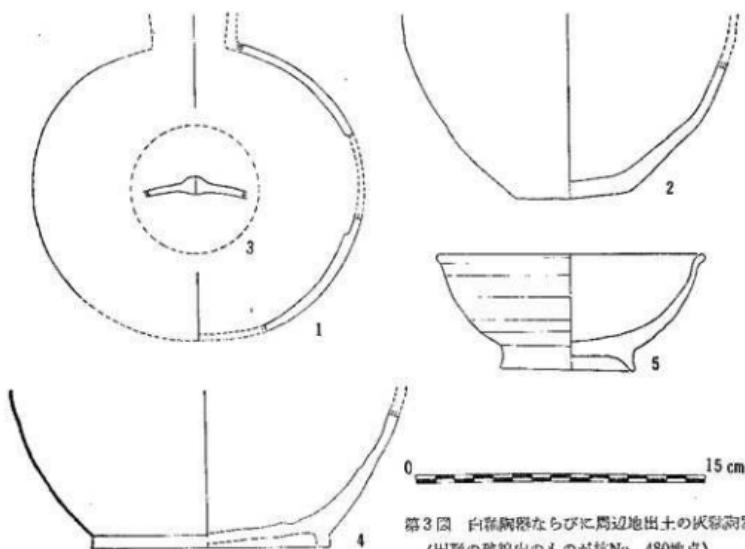
墨書(印知)	個数	遺跡名	出土地	出土遺物
佐 小林(ト林か)	1	勝沼ハイバス No. 396杭	東八代郡石和町中用	土師器、須恵器、縄灰釉陶器
村(?)	1	"	"	" " "
丸 廣 長 内	1	末木遺跡	一宮町末木	" " "
王 九 真 〔王〕	1	包舍地	" "	" " "
内 田 八 爲(客か)	2	"	"	" " "
内 田 八 爲(客か)	1	"	"	" " "
王 九 真 〔王〕	5	日下部遺跡	山梨市日下部	" " 縄灰釉陶器
内 田 八 爲(客か)	1	"	"	" " "
内 田 八 爲(客か)	2	"	"	" " "
内 田 八 爲(客か)	1	"	"	" " "
内 田 八 爲(客か)	1	"	"	" " "
内 田 八 爲(客か)	1	"	"	" " "
内 田 八 爲(客か)	1	"	"	" " "
内 田 八 爲(客か)	1	"	"	" " "
内 田 八 爲(客か)	1	"	"	" " "
内 田 八 爲(客か)	1	"	"	" " "
内 田 八 爲(客か)	1	"	"	" " "
内 田 八 爲(客か)	1	"	"	" " "
王 九 〔田〕	1	江曾原遺跡	山梨市八幡江曾原	" "
王 九 〔田〕	2	清音遺跡	玉崎市清音町	" "
王 九 〔田〕	1	"	"	" "
王 九 〔田〕	1	"	"	" "
久 本 伊 天 全 倉	1	住村塚古墳	中巨摩郡甲西町塚原	" "
久 本 伊 天 全 倉	1	"	"	" "
久 本 伊 天 全 倉	1	包舍地	富士吉田市上暮地	" "
久 本 伊 天 全 倉	1	"	字上新田	" "
久 本 伊 天 全 倉	1	"	山梨市下神内川	" "
久 本 伊 天 全 倉	1	"	東八代郡八代町高家	灰釉陶器



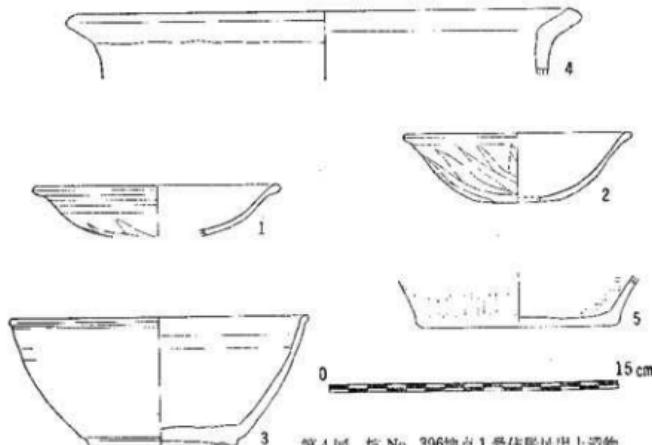
第1図 条里遺跡トレンチ内出土遺物



第2図 条里遺跡トレンチ内出土遺物及び
周辺地区出土遺物



第3図 白釉陶器ならびに周辺地出土の状態陶器
(円形の破片内のものが杭No. 480地点)
(黒頭山土の白釉陶器)



第4図 杭No. 396地点1号住居址出土遺物

图 5 陶器 No. 35298 点 2 号墓出土之遗物

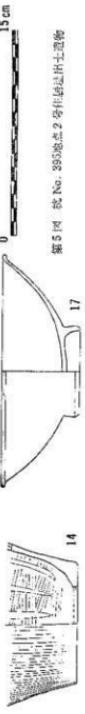


图5 鱼尾形盆上腹部

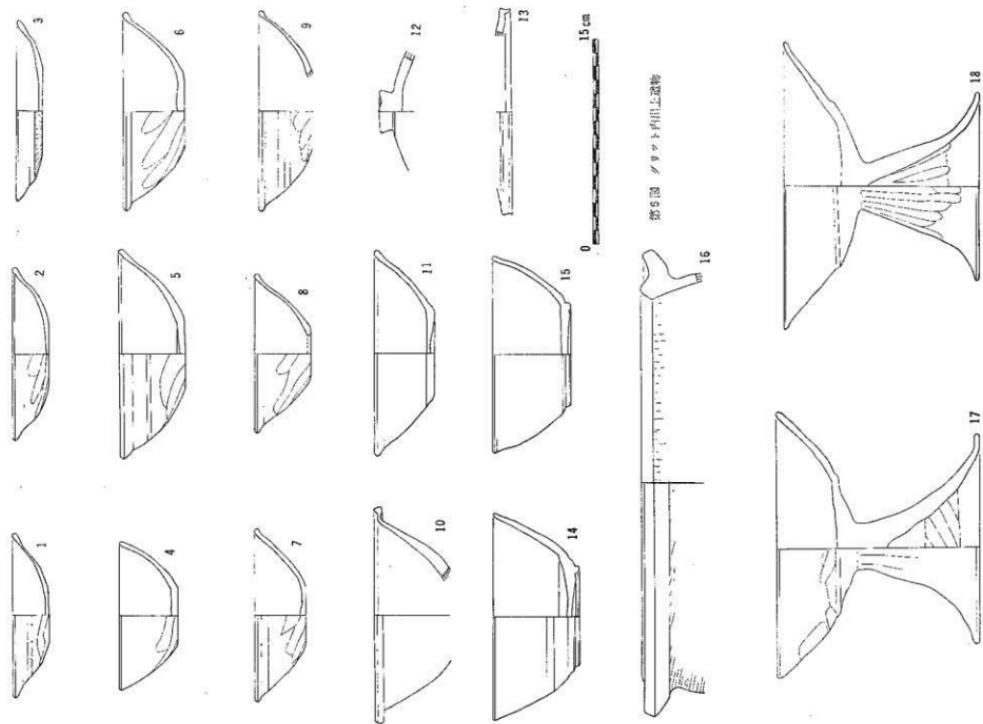
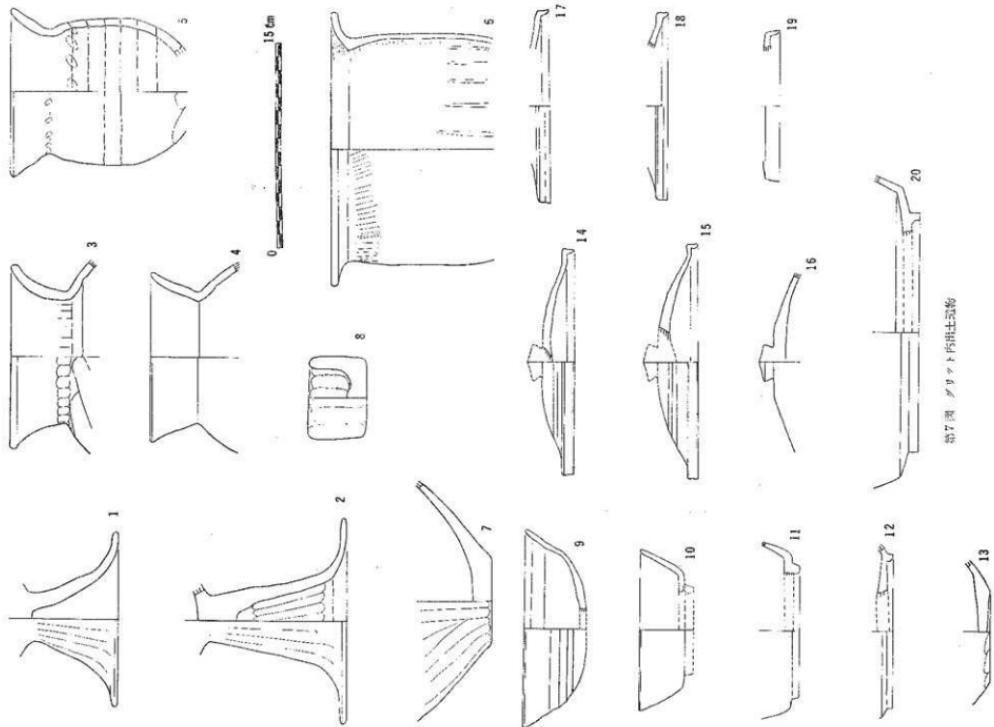


図7-4 ダリット片山土器



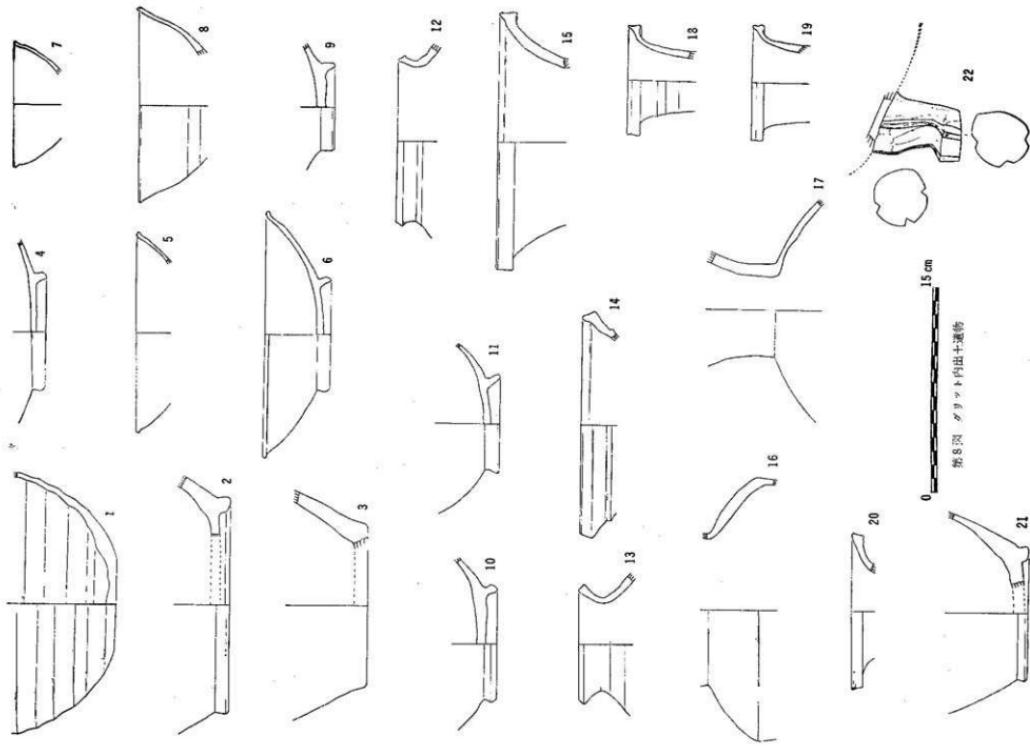


図 8 汽 グリット内出十遺物

黒色および丹塗土師器出土地名表 (1973.3)

遺跡名	出土地	器形		時期
		黒色	丹塗	
勝沼バイパス 枝No. 429 407、436	東八代郡石和町中川	碗、高杯	椀	鬼高式、國分(1)式
末木遺跡	〃 一宮町末木	杯		國分(1)式
包合地	〃 〃 末木	台付皿		國分(1)式
〃	〃 〃	台付椀		國分式
日下部遺跡	山梨市日下部	杯		國分(1)式
包合地	東八代郡御坂町二の宮小字水宮	杯		國分式
〃	〃 〃 国衙前平	高杯		鬼高式
〃	〃 〃 成田小字出口	杯		國分(1)式
〃	〃 井の上	杯		國分式
古墳	〃 八代町	高杯		鬼高式
東小学校々庭遺跡	甲府市朝氣一丁目	碗、高杯	椀	鬼高式
住村塚古墳	小巨摩郡甲西町塚原	杯		國分式
不明	東八代郡一宮町	碗		鬼高式

別編

12 山梨県における土師器編年

菊島美夫

今回調査の出土資料を整理した結果、条里造構および住居址ならびに同包含地出土の土師器は和泉式—鬼高式—国分式の型式に該当するものであることが確認されるに至ったので、これを機会により具体的な山梨県下の土師器編年を試みることにし、資料的には関連ある他遺跡出土のものも併せ補いながら考察の便とした。

(1) 研究史

南関東における上部器編年の基本的体系が確立されたのは1946年のことであり、杉原莊介の手によるものであった。すなわち上部器の四期編年であり、和泉式—鬼高式—真間—国分式に分類した。^①その後和泉式以前に五領式の存在が考えられるようになり、その研究が開始されたのである。1954年には萩原弘道が前期（和泉式—矢倉台式）—中期（鬼高式—鬼高Ⅱ式）—後期（松岸式—国分式）—末期（日下部式）^③という編年を発表、1959年には小出義治が五領式—和泉式—和泉Ⅱ式—鬼高式—鬼高Ⅱ式—真間式—国分Ⅱ式—国分Ⅲ式^④という編年研究を発表したのである。現在更に各型式の細分研究がされ、服部、岡田は五領式を2型式に、鬼高式を3型式に、真間式を2型式に細分し、杉原は前期—中期—後期—^⑤後期—^⑥晚期—^⑦晚期Ⅱとの編年を発表した。又、隣接の県である長野県においては、1955年に平出遺跡調査の結果において第1様式から第7様式までの編年を試みている。

このように土師器編年の研究は活気を帯びていているのであるが、山梨県に於いてはどうであろうか。これまでの研究を振り返って見ても全くその端緒についたばかりであると言わざるを得ない。編年について最初に触れたのは1958年のことであり、山本芳々雄が「山梨県における土師器編年の資料について（予報）」と題して『銅錆』14号誌上に発表したものがそれである。山本はここでは土師器の中でも古い型式に接続するものを中心として述べたものであり、編年の方向を打出したものとしては嚆矢である。しかし、これはそれまでの日本の地道な資料収集の成果の上に立脚したものであり、極めて貴重なものではありながら資料の点において空白を残しているものであった。その後山本は1968年に『山梨県の考古学』の中に再び土師器の編年を試みている。^⑧これは前述の編年に再検討を加えると共に、空白型式のところに資料を追加したものであり、ここにおいて山梨における土師器の編年の指向という立場を明らかにしたといえよう。ただ、20数年前に調査した山梨市日下部中学校聚落跡出土資料について奈良時代、或は奈良時代～平安時代の出土遺物として表現している一連の土師器について再検討がなされべきであったのかも知れないが、これに関して1968年に上野耕朗が発表したものがある。上野は一宮町地内出土

の土師器を集成、分類して五種式（？）—和泉式—鬼高式—真間式—国分式—日下部式という編年を試みている。^⑧特に問題となるのは型式名について敢て上野は国分式—日下部式という表現をおこなっている点であるが、それ自身日下部式についての型式は全く定かではない。また各型式別に資料を取りあげたものをあげて見ると、五種式および和泉式については山本と上野の報告が、鬼高式については若月直、山本、折井忠義等の報告が、^⑨国分式については若月、拙者の報告がみられる。しかし、これらの編年、型式についての研究は充分なものではなく、これかららの研究にまつところが多いと見えるのであり、発掘の編年資料をもとに各遺跡間の対比を通してより完全な編年を確立することは手がけたもの当然の役目であろう。

私は今回の調査を通じて多くの発掘資料による編年資料を得たがここでは特に晩期該当の土師器編年に中心を置いて編年を試みたいと考えている。

（2）和泉式土器

和泉式土師器を出土する遺跡の調査例は僅かであり、その資料も少なく大系づけられてはいない。

1、3は壺であり、口縁部は外反し、胴部との接合部は「く」の字形にまがり、内部には縫を残している。2は壺で口縁部が外反し、胴部がやや長い。口縁部は横撫であり輪積の痕跡が明瞭に見られ、胴部に僅かに削削が認められる。4、5は高杯で、杯部および脚部が大きく外側に開き、杯部に見られる縫は下方にある。1、3、4、5は東京都和泉遺跡出土品に類似するものであるが、2の壺について^⑩は胴部の形態から次の鬼高式に入るべきものかもしれない。

資料は今回の発掘資料を使用した。

（3）鬼高式土器

鬼高式を出す住居址の調査はいまだなされていないので旧蔵のものを資料として述べてみたい。

6は塩山市出土の長甕で、口縁は横撫で、内側底部あたりに^⑪削削状のものが見られ、最大径が胴部中央にある。7は笛南中所蔵のものであり、口縁部は横撫、以下胴部は竈によって整形されている。最大径は口縁部にある。8は一宮町出土のもので胴は竈で整形され、一条の縫も見られる。最大径は口縁部と胴部中央にある。碗9、10、13は勝沼バイパス396地点出土、11、12は一宮町の出土である。9、13は胴部中央に縫をもち、10～12は口縁部が内彫し胴部に複整形が見られる。9は丹塗土師器、10、11はA類黒色土師器、13はB類黒色土師器である。14は御坂町八千歳、15は勝沼バイパス396遺跡、16は御坂町国術、17は一宮町、18は八代町出土の高杯である。14は口縁部がゆるやかに外反し、下方に縫を残している。15、16の杯は半円状の形態をとるものと考えられる。15はB類黒色土師器、16はA類黒色土師器である。18は口縁部が内彫し全体に丸味をもち、内面に丹が塗ってある。18は杯部、脚部の比が近く、脚が実中で杯部内面は黒漆色、外表面が丹塗のA類黒色土師器である。

すべて鬼高式であるが、さらに細分すると杯9、10、11、13は鬼高I式に、長甕6、高杯15～17は鬼

高Ⅲ式に、長甕7、8、高杯18は鬼高Ⅲ式に分類されよう。

(4) 真間式土器

本県において真間式の住居址が発掘調査された例はなく多くは船れない。

杯19、20は御坂町八千歳出土のもので、口縁部が内反りであり、底は笠による平底である。資料をわずか2点しか示せなかつたが、一応この杯については真間式のうちⅠ式に該当するものと考えている。[◎]なお、最近勝沼町地内から、真間Ⅰ式に該当すると考えられる杯、長甕の出土を確認した。

本県にあって真間式についての報告は僅かであるが、その中で上野晴朗は真間式について「糸切のある土師器の椀、皿類は一般に圓分式に比定しており、わが山梨県の場合などは真間式にも見られ」とその見解を述べている。[◎]真間式は今日に至ってようやく型式が固定化したものであるが、真間式について詳しく述したのに岩崎卓也の論文があるのでそれを参考にのべて検討の材料としたい。

岩崎による、真間式の特徴については

- ① 杯形土器は盤状の浅いものとなり、須恵器の模作から離れてくること。
- ② 技術の向上に裏付けられて極度に薄手の長甕形土器を作うこと。
- ③ 高台付土器をしばしば伴出するが、糸切底の土器をともなうことはほとんどない。

との3点をあげており、土師器に糸切底が認められることは断じてないことを述べている。

私は真間式の杯形土器は盤状の浅いものと、平底で糸切を有しないものの2類があるものと考えているが、真間式の型式を決定するには長甕形土器の存在が大きな要素となると考えるので、真間式の型式分類は慎重に検討する必要があると言えよう。真間式を出す遺跡が発掘調査されていない現在では資料の提示なくいたずらに編年を論することは、編年自体を混乱させるばかりでなく、研究者を当惑させるものの何ものでもないことを付記しておかなければならぬ。

(5) 圆分式

圆分式について府間東においては圆分Ⅰ式・圆分Ⅱ式の編年が一般的であり、岡田淳子、服部敬史は更に圆分式がいくつかの段階に細分されるであろうことを述べている。[◎]山梨県下においても山本は圆分Ⅰ・圆分Ⅱ式の編年を用い対比しているので、これに従うことにする。

(i) 圆分Ⅰ式

現在まで発掘調査によって得られた資料はなく、すべて旧蔵のものであり、器形や組合せについてその多くがなお不明である。

ここにあげた資料は杯のみであり、21が勝沼バイパス396地点、22~26が・宮町地内出土である。21~22は口縁部が外反し、23~26のものは口縁部がやや内反気味のものである。21はに輪巻形による痕が著しく、他のものは笠[◎]目が頭著であり、共に器肉厚く、底は糸切底が明瞭に見られる。

圆分Ⅰ式と次の圆分Ⅱ式との区別は、底の糸切底が削り去られず、かつ洞部の底削りもなく、器肉

が次のⅡ式と比べ厚い点と口縁部形態の違いにおいていた。

(2) 図分Ⅱ式

國分Ⅱ式の範疇に入るものとして今回の勝沼バイパス杭 No. 396地点遺跡、1971年に調査された木木遺跡、[◎]1949年に調査された日下部中学校々庭遺跡などがあげられる。この3遺跡出土の資料を使って図分Ⅱ式がどんな内容のものであるか見てみたい。

まずこれら遺跡の概観をし、更に年代について触れてみよう。

勝沼バイパス杭 No. 396 地点遺跡

2基の住居址が重複された状態で発見され、出土遺物は土師器、須恵器、縁・灰釉陶器等である。土師器の器形には壺(43)、鉢(45)、釜、杯(53~57・59)、皿(49~51)、台付椀(61・62)などであり、2つの住居址の間に遺物から時期差は見られない。土師器の壺、鉢、杯、皿、台付椀などは後述の末木遺跡出土品に極めて類似しており、土師器から時期は11世紀後半以降におかれ。なお皿は長野県、平出遺跡第7様式のものに類似性が見られる。須恵器杯蓋の口縁部形態は10世紀末葉以降に見られるものである。土師器や須恵器からの年代は上述の如くであるが、更に時期を明確にあらわす資料として第2号址から灰釉陶器の台付椀が出土している。器形は側線が斜めに立ち上がり、脚部は若干低く、長野県、平出遺跡第6様式(10世紀後半から11世紀前半)以降に見られるが、この灰釉陶器は岐阜県東部の姫古窯址にて生産されたものであり、その創業期は猿投山古窯址の折戸53号窯期にあたり、実年代はおおよそ11世紀後半以降におかれている。従って第2号住居址の年代は11世紀後半以降におかれ、第1号住居址もこの辺におかれるものと考える。

木木遺跡

5基の住居址が発見され、このうち2、3、4号住居址は重複した状態であった。出土遺物は土師器、須恵器、縁・灰釉陶器等である。土師器の器形には壺(44)、鉢(46~47)、釜(48)、杯(52・58)、皿、台付椀(60)などが見られ、前述の勝沼バイパス杭 No. 396地点遺跡出土遺物と同形態をとるものである。

調査報告書は年代を10世紀後葉から11世紀初頭としているが、灰釉陶器の在り方から若干の訂正が必要と考える。即ち、灰釉陶器の中に岐阜県東部の永田古窯址にて生産された物が相当数見されることである。永田古窯址の創業時期は猿投山古窯址の折戸53号窯期の古い部分におかれもので、実年代はおおよそ11世紀後半におかれている。

従って木木遺跡の年代は11世紀後半におかれるものといえる。

日下部中学校々庭遺跡

日下部中学校々庭遺跡は1949年と1957年との前後二回にわたる調査によって、合計28基の住居址が確認された。出土遺物は土師器、須恵器、その他となっており、灰釉陶器が出土したか否かについて

は触れていない。時期についてはこれら遺物（灰釉陶器を欠いた）から小出義治は奈良時代末期に若月直は奈良時代末期～平安時代初期と考察したのであった。その後この灰釉陶器を考慮していない年代観は何ら再検討をされないまま、日下部中学校々庭遺跡＝奈良時代末期～平安時代初期と言う「通説」^②の如く、今日の長きに至るまで用いられている。しかし、この「通説」化した年代観も今回の勝沼バイパス杭 No. 396地点遺跡や末木遺跡の調査を通じて、再吟味の必要性ありとの結論に到達したのである。

「通説」再検討のために、日下部中学校々庭遺跡出土遺物の一部が保管されている日下部中学校におもむき、遺物を再度調査したところ以外な事実が判明した。それは今日に至るまで確認されていなかった灰釉陶器が明確に存在していたことである。

これによって日下部中学校々庭遺跡の出土遺物は土師器、須恵器、灰釉陶器、その他であると訂正される。

ここですこし年代についての考察を離れ、先に出土遺物の概観をしてみよう。土師器の器形には甕(27)、筒形土器(28)、鉢(29～31)、釜(32)、杯(36～41)、皿(33～35)、甑(42)、カマドなどがある。甕・鉢は短い口縁部が外反し内側に棱を形成し、外面に寬(横)整形痕が著しく見られるのが特徴である。杯、皿は器肉薄く、口縁部が玉縁で外反し、胴部が範削りされると共に底の糸切も同時に範削りされたものがほとんどである。又、内面に花弁状の範磨きや、墨書の遺存例も見られる。釜は末木遺跡のものに比べ大型品である。カマドは一部の破片が発見されている。須恵器のうち器形が確認されたのは甕のみであった。又、灰釉陶器についても大甕、壺(第3図4)が確認されたにすぎない。

さて再び日下部中学校遺跡の年代について考えてみよう。土師器の甕、鉢、杯、皿などは前記2遺跡出土品に極めて類似しており、時期についても、略同時期の略11世紀後半頃と考えてよいだろう。須恵器については甕の破片が見れたのみで時期考察は不可能であった。さて次は問題の灰釉陶器である。器形は大甕、壺が見られる。大甕の胎土はそれ程精々されたものではなく、灰白色を呈しており、猿投山古窯址にて生産されたものであるが、個別の窯については確認できない。壺は第11号住居址出土と明記されているもので、胎土が白色を呈し、かつ焼しまっている点は東美濃系(永田古窯か)古窯址生産品と考えてよからう。東美濃系諸窯の創業時期は猿投山古窯址の中の折戸53号窯期に併行しその実年代は略11世紀後半以降とされている。従って日下部中学校々庭遺跡の年代については、從来より考えられてきた奈良時代末期～平安時代初頭とは大幅に違う、11世紀後半以降に比定されるべきもと考える。

各遺跡の概観はこれくらいにして、本筋である岡分Ⅱ式とはどの様な内容のものか整理しよう。前記3遺跡の年代が11世紀後半を逆のぼらないことが実証できたので、一括資料として把えて誤りはある

るまい。国分Ⅰ式は土師器、須恵器に縁軸あるいは灰釉陶器を伴うことを最も大きな特徴としてあげられ、土師器の基本的な組合せは壺、鉢、釜、杯、皿、台付碗、瓶であると言える。この内変は、鉢短い、あるいは足の口縁部が外反し、内側に棱を形成することを、杯・皿にあっては口縁部が玉縁で外反し、胴部および底に笠削り整形を加え、器肉が薄い仕上りである点を特徴としており、杯、皿は前記の国分Ⅰ式との区別の相違点としている。国分Ⅱ式とは以上のようなことを内容とするものであり、従ってこの様な杯、皿を出土する住居地は同分Ⅱ式に入るるもので年代は11世紀後半におかれるものと考えられる。又、同時に灰釉陶器（特に東美濃系陶器）を伴っている点にも注目する必要が重要な要素となろう。

(iv) 国分式の論争点について

土師器編年の研究史に、国分式において異った編年が見られることを述べたが、この点について私見を触れておこう。

山本が国分式を国分Ⅰ式およびⅡ式と細分したのに対して、上野は山本の主張する国分Ⅱ式に日下部式をあてはめており、国分式と「日下部式」との相違点は「日下部式は薄手であり、口縁は、玉縁……底面の糸切はヘラにてカットしており、器全体にヘラ調整が行なわれているので、国分式に見られるようなロクロ目は見られない。またしばしば器面に渦状、花弁状のヘテによる笠磨のあとが見られる。墨書き伴う」ことであるとしているが、この上野の言う相違点を今一度検討してみよう。まず底部の糸切の笠削りについては、県下全体にこの時期のものに見られるわけだが、この技法は東京都・中田遺跡のD地区16号あるいは62号などから出土する須恵器杯にもみられる。中田遺跡のそれは「底部の周囲1cm位は、笠で削られ……全面にわたり笠削り」であり、須恵器、土師器の違いはあっても、その技法は同系統のものと考えてよいだろう。又、胴部の笠削りについては中田遺跡からはその出土はないが、宮城県・砂押川遺跡、長野県・大塚遺跡などから散見されている。これは既に見られる笠削の技術を応用したものの一例と考えてさしつかえあるまい。口縁部が玉縁で外反する点については国分式の標式遺跡である千葉県・須和田遺跡、先ほどの中田遺跡などの杯にすでに外反傾向が見られるのである。又、墨書きが伴出する点を載げているが、これも先ほどの須和田遺跡や、その他多くの遺跡で発見されており、一県に見られる現象ではない。

以上が上野の主張する日下部式の特徴に対する私見であるが、結果としては日下部式のすべてが国分式の系統を受け継いだものと言えることから「日下部式」と呼称する必要はなく、日下部中学校々庭遺跡の出土物は国分式を数段階に分けたうちの一級群、即、国分Ⅱ式としてとらえた方がより合理的と言えよう。ただ、皿形の器形について留意する必要があろう。

「日下部式」という型式は、その標式遺跡となる日下部中学校々庭遺跡の出土遺物を程示すことなく用いられているものであり、倉田芳郎の「資料を提供することなく、つまり、反論の余地をのこさ

ず理解させようすることは本来無理すぎるのでないか……。研究者が資料として使えない標式遺跡は、読者を困惑させるばかりではないかと考えるのである。」という考えに通じるものであろう。編年研究が遅れている本県にあってはなおさら資料の明記があつてしかるべきではないだろうか。

(二) 国分式の編年に対する問題点

前記の如く国分式を国分I式およびII式とに細分したが、国分式の編年にあたって若干の問題点となることが見られるので述べてみたい。

まず、国分式の遺跡を調査した場合、必ずといってよいぐらい、灰釉陶器が判出する事実であり、このことが編年に極めて重要な影響を及ぼせるのである。即ち、灰釉陶器の生産が開始されたのは猿投山古窯址を例にとれば、鳴海32号窯期である8世紀後半のことであり、この年代を土師器に対比すると略国分式が開始された時期と一致するのであって、この2者が平行して存在するという点に編年上の重要な要素が認められるのである。それはとりもなおさず灰釉陶器が土師器の編年をするうえにおいて有効な性質をもっていることに他ならない。その性質は2点あり、第1にどの古窯で生産されたものか、その作られた時代がいつか等について明確な検討を加えることができる点と、第2に灰釉陶器が他窯に移出するために生産されたものであり、このことが各県下へ時期的な灰釉陶器を蓄積したと考えられる点である。その好例が長野県下に見られる。長野県下における灰釉陶器の在り方は8世紀後半から散見され、9世紀末から10世紀初頭の黒笛78号窯期になると以前に比べより多くの灰釉陶器が見られ、更に11世紀初頭の黒笛90号窯期に至っては、黒笛78号窯期に比べ4倍近い多量の灰釉陶器が発見されていること、又、平出遺跡においても第5様式から灰釉陶器の伴出が確認されている点は参考となろう。

これらの点より国分式の細分を行うには、灰釉陶器を活用し、たとえば10世紀の灰釉陶器が伴出する土師器はこういうもの、11世紀の灰釉陶器を伴出する土師器はこういうものといった具合に、灰釉陶器をつかって逆に土師器を規定していくという方法をとることが、今後の研究に多い役立つであろう。即ち、国分式の細分は灰釉陶器とのかかわり合いの上に考察すべき必要性があると言え、口下部中学校々庭遺跡の年代再考がこの必要性を雄弁に現わしたと言え、灰釉陶器の存在に注意することなく行なわれる年代の考察がどれだけ危険を内包したものかが痛感されたのである。

* 次に国分式をIおよびIIに分けた点について述べよう。国分IおよびII式という区別は器形の上から行ったものであり、県下の発掘に於いて実際に時間的関係が把握されたものではないから、このことについての今後の検討が必要である。また、関東編年との対比も今後の問題といえる。国分式II式についても、このII式に判出する灰釉陶器に比べ、更に古い器形と考えられる台付碗(第3図5)が御坂町地内から発見されていることから、この古い器形を伴出する土師器がどのようなものであるかによっては、更に一型式が設定されることが可能であり、更にII式以降についても同じことが言える

のである。従って、今回の編年は今後の研究の進展によっては変更されるものと考えている。

最後に国分「Ⅰ」「Ⅱ」式という呼称について考えてみたい。国分式を細分するかたちで把握することについては筆者も賛成である。それは筆者が「糸切」（糸切後に笠削されたものも入れて）という点で国分式の最大の特徴があると考えているからに他ならない。（中世のものを除く）しかし、今回の編年を通して国分式を「Ⅰ」「Ⅱ」式というように呼称した場合において、割り切れない点が存在してくるのではないかと考えた。それは土師器の器形においては同形態をとるが、伴出する灰陶器の器形や年代がそれぞれ違う場合が考えられるのではないかという憶測からでてくるものである。が、この点についてはその様な事例が明確になってから述べるべきことであり、今回はその様なことが考えられるのではないかという位にとどめておきたい。

県下の土師器編年を試みたが、筆者浅学ゆえに誤って把握している点もあるうかと思われる。先学諸兄の痛切なる御批判をいただければ座外の喜びといえる。（菊島美夫）

- 注 ① 杉原莊介『歴史学序論』
② 金井琢良・他「五箇遺跡B区発掘調査報告」『台地研究』13号
③ 萩原弘道「土師式文化前期に対する一考察—矢倉台式土師器の提唱」『西勢文化』8号
④ 小出義治『伊東市史』
⑤ 岡田淳子、服部牧史「土師器編年に関する試案」『八王寺中田遺跡』資料編Ⅱ
⑥ 小出義治他「土師式遺物」『平出』
⑦ 山本寿々雄『山梨県土師器編年図表（案）』『山梨県の考古学』
⑧ 上野晴朗「官周辺の土師器考」『甲斐史学』丸山田雄会長追悼記念特集号
⑨ 山本が1971年調査の木末遺跡の結果から国分式は「Ⅰ」「Ⅱ」式に細分されるとの見解をとったと対峙する。
⑩ 山本寿々雄『土師式土器集成』のうち山梨県分を担当した。
⑪ 上野晴朗「山梨県甲府市伊勢町遺跡調査報告」『甲斐史学』11号
⑫ 若月直「山梨県岡部村出土の土師器」『古代』21~22号
⑬ 山本寿々雄「甲斐犬神山前方後円墳出土の壺について」『富士国立公園博物館研究報告』3号
⑭ 折井忠義「山梨県上九一色村出土の土師器」『甲斐路』20号
⑮ 若月直「山梨県出士土師器の一資料」『若木考古』第47号、「山梨市下神内川出土の土器について」『若木考古』第52号
⑯ 猪口正義「出土遺物」『甲斐國國分寺周辺聚落の調査（予報）』
⑰ 杉原莊介「武藏和泉遺跡調査報告」『考古学』11卷5号
⑱ 金井琢良・『東松山市の土師器』の鬼高式の壺に類似性が見られる
⑲ 山崎金夫原岡
⑳ 上野晴朗『京之京歌政治遺構報告』中に記載されているが資料提示なし。
㉑ 岩崎京也「真間式土師器小考」『大原考古』第8号
㉒ 注5と同じ
㉓ 注9と同じ

- 74 注14と同じ
- 75 小川義治他「山梨県口下部中学校聚落遺跡概報」「上代文化」19号
- 76 横崎彰一「壺器の道」「名古屋大学文学部二十周年記念論文集」
- 77 岩月真「山梨県八日市場聚落遺跡調査報告」「上代文化」28号
- 78 大場悠郎は『平出』(1955年刊)の中に長野県外における発見例として「長野県に據する八戸中私の乏しい知見では新潟、高山、…山梨の六県には発見を見ないのである」と述べていることから、この時点においては口下部中学校々庭遺跡からは灰釉陶器の出土が確認されなかつたと解してよからう。
- 79 注26と同じ
- 80 注28と同じ
- 82・83 注21と同じ
- 84 注8と同じ
- 85 小笠原好彦「丹波土師器と黒色土師器」「考古学研究」第18巻2号記載のものを引用
- 86 関田正彦「長野県更埴市平代大塚遺跡調査報告」「信濃」第22巻4号
- 87 龍口宏「市川市須和田奈良時代遺跡」「古代14、15合併」
- 88 倉州方郎「南関東における住居址出土の土師器」「考古学雑誌」50巻3号
- 89 この点については古い区分式に伴用するか否かは明らかでないが、今後の調査によって確認される可能性があるといえよう。なお関東以北については更に検討を必要としよう。
- 90 注27と同じ
- 91 杉原莊介「土師器集成」木版1
- 92 勝沼町教育委員会保管・後日報告の予定

13 総括

山梨県においては、この種の埋没条里遺構を含む歴史考古学の研究はまだ端緒を得たのに過ぎないが、文献史学、歴史地理学、自然地理学等の研究分野の協力をもしていながら、特に国府、国分寺、条里の三者を関連させての問題解決をしてゆかなければならぬと考えている。

それにしても今回の条里、非条里地区を含めて条里面と居住地区との両者について得難い成果を見ることが出来たことはよろこばしい。特に非条里地区の微高地では、栗樹園等の農業改善地区にありながら国分期(平安期後半)の住居址を検出し得たことや、付近の包含地からは古い土師器や、鎌倉期にいたる常滑(灰釉)の資料も伴出している事実から、少しでも高いところに住居して古代埋没条里をうけつけ、それが満たされていたことになるであろう(不幸にして関連住居址についての検出には成功し得なかつた)杭No.407地点における溝状凹地についても、長い時代の所産であったことの事実(鬼高1~灰釉0~53期)や、堆積状況の観察からは、細砂層の堆積と共に一種の三角州を作り出していたことになるだろう。付近の状況は、その使用に多くを耐え得た証であると考えられる。そして今回の調査に連なるであろうか政序の位置の具体的確認はその考古学調査に期待されるところが大であるが、全体を通してみて成績の予察が可能である点までこぎつけてきたことの意義も又大きいものと考えている。

それにもよく引き合いに出している近接の日下部中学校庭遺跡が（奈良時代）（奈良時代末—平安時代初期）に位置づけての年代考証や日下部町誌に見られる条里即ち（僅かながらその遺構と思われる箇所が残されている）とする考え方についての厳密な検討がそれである。特に日下部遺跡をして奈良時代～平安時代についてその考証の第一資料としていた見方についても、例えば東濃系灰陶器や、静岡県西部における大須賀清ヶ谷古窯跡系の灰陶器に対比する灰陶器等の検討の欠如や、住居址における釘等の多数出土や建築方法等からする特色がそれ程古い様式を示しているのかどうか等の再検討にもよい機会をもあたえてくれた、この点菊島美大が前編で述べているのでさておこう。

特に小出義治、岩月直によって操縦されていた調査における須恵器そのものの位置づけである。即ち全く灰陶器（尾張を中心とした東海地方において生産された高火度焼成の陶器）を欠除していたのかどうか私達の検討の結果では例えば日下部聚落址出土の11号住居址出土の須恵器は明らかに東濃系古窯の、しかもO-53期に近いものである事実をとりあげてみても、なお多くの灰陶器の介在の事実であった。先におこなった甲斐国分寺周辺聚落址の調査においても今回同様、きわめて参考となるべき灰陶器、綠釉陶器等の介在の事実があったからである。

④ このような考え方はすでに長野県下でも明らかのように（長野県下に猿投窯など他地域のものが入り込んでくるのは奈良時代末のN-32期以後である）当然本県下においても同様対比考察されなければならないことであり、少なくとも日下部聚落址遺跡の年代は、甲斐国分寺周辺聚落址や、今回の396地点のものと同様11世紀前半には及ばないであろう。

ここ数年間取組んできた山梨県下の灰陶器の分布とその検討の結果は、特に東濃系外の移入灰陶器の確実な吟味において漠然としていた奈良～平安期の伴出土器群の年代考証に明確に応じてくれることとなったのである。発掘調査により累積する資料はこのようなことを踏まえて見るとO-53期相当の灰陶器が山梨県下においても、急激に増加する傾向を示している。そのようなことは何を意味するかは別稿にゆずるにしても灰陶器（古窯）の発掘成果とその歴史時代の尺度をもって逆に伴出する土師器の編年考證には、さけられない道筋であると考えてきたし、研究の進展とともにたえず止揚されてゆかなくてはならないであろうし若い諸君と共に取組んできたわけであった。

条里遺構から微高地における一連の住居址、包含層調査の結果は多くの新事実を示してくれたことになり、灰陶器をはじめ施釉陶器の年代時期の考証からより具体的にその歴史性が完められつつあることがある。

別稿としてまとめてみた山梨県における土師器編年、特に国分期のものについてがそうであり、杉原莊介がいう（土師土器の行なわれた前期は、前期古墳の時期に、その中期は、中期古墳の時期に、その後期は、後期古墳の時期にそれぞれ相應し、そしてその晩期Ⅰは奈良時代、その晩期Ⅱは平安時代初期にそれどれ相應するであろう……こうしてみると土師式土器の行なわれた土師時代は、大体において日本の古代

の企時代に担当することとなるわけである)を具現したものとして考えている。

勝沼バイパス建設工事に伴なうこのような緊急調査において精一杯の努力を傾注し、条里地区、非条里地区についての対象地にこのような成果を見るにいたったことはその関係者の一人として、破壊され滅ぼすとともにその事実の提示を真正面から受けとめたいが、その心の奥の中に焼付けておきたいことは研究者側の事後処理についての反省である。

条里遺構に対する研究の視角に考古学的方法をもって、基礎的な研究手続とすることが絶対に必要であるという取組みにあたり、若い研究者諸君と多忙な公務の中から飛び出していったのである。

点から面に結んで重要な遺跡は事前に協議し守らなければならぬことが常識なのであるしその立場の人々は、使命感でもあろうが一体何故条里遺構が本来のものとして歴然と残っているとしたら打つ手があったのではないか。或は埋蔵文化財緊急分布調査報告昭和45年度(勝沼バイパス)の遺跡番号1、2、3、4、5、7、8等の調査状況の中に大きなウェイトをもって表現している「広大な条里遺構がみられる」とするにいたっては当然のことである。もしその通りであるとしたら、一体条里遺構とは何であったかの一步も二歩も以前に重要な遺構に対する取組において厳しい態度が要求されなければならなかつたと思つてゐる。

大きな感覚のズレのままに相当な時間を空費して、取組んだ時はすでに工期間に相当食入っていたという現実に、緊急調査に対する安易さをいましめなければならなかつたし、当時発掘を意図した人々に充分な用意と慎重な取扱いを求める。それはかけがえのない遺跡に対する真摯な態度で処理すべきことであり、学問的なとらえ方に立っての資料提供に対する責任感であると考えている。

④ このような反省の理由は……前にものべておいたように学問的な必然性をもつものとして、調査に立向わねばならないからである。

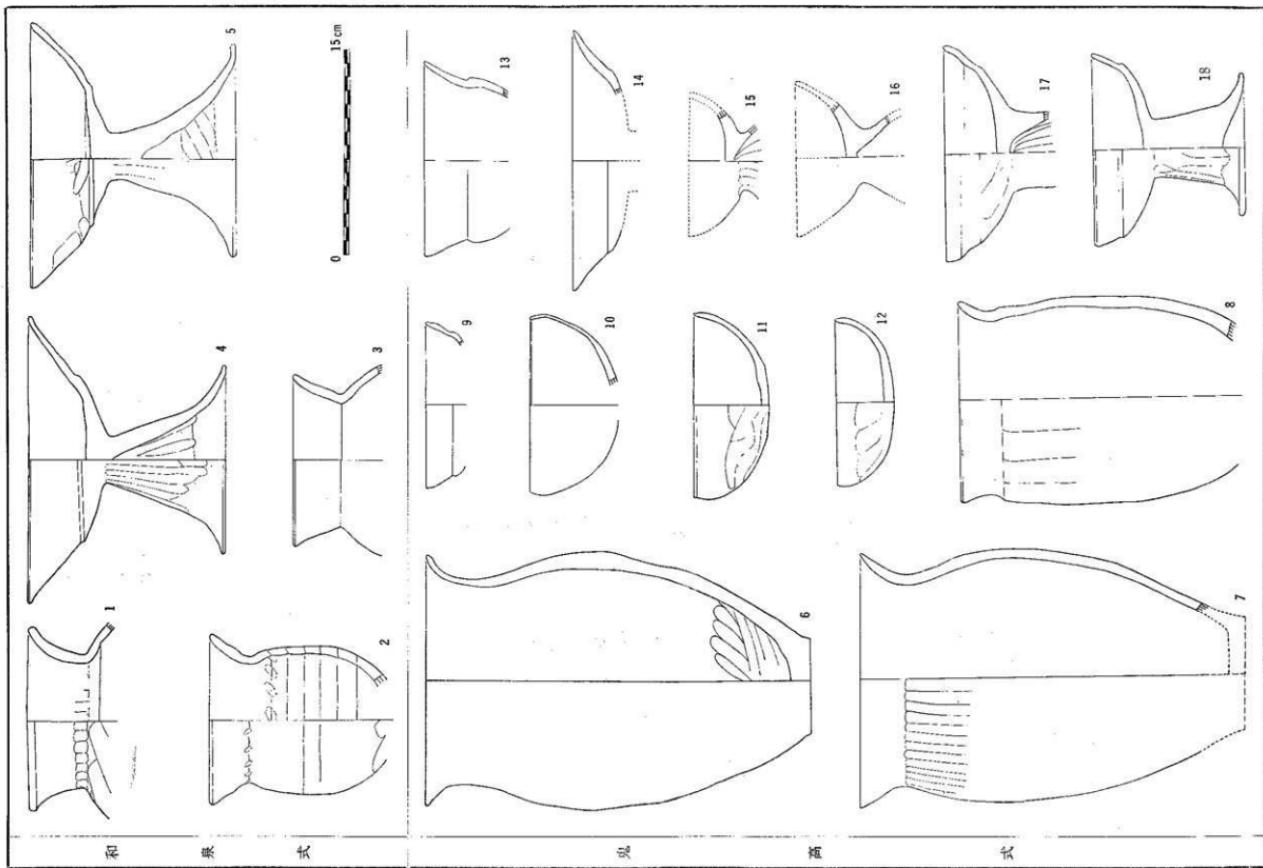
全般的な県下の風潮として、道路があるから行政発掘があるのでないということの認識の欠如なのである。この報告書を公刊するに際して深く関係者側の反省を求めるや切なものがある。

道路を造る、予算が付く、だから掘り起すといひ発想がつづく限りでは眞の埋蔵文化財の保存は成立しない。今回この困難な調査に黙々と測量作業に参じられた都留文科大学研究会の諸君に深甚な謝意を表したい。(山本寿々雄)

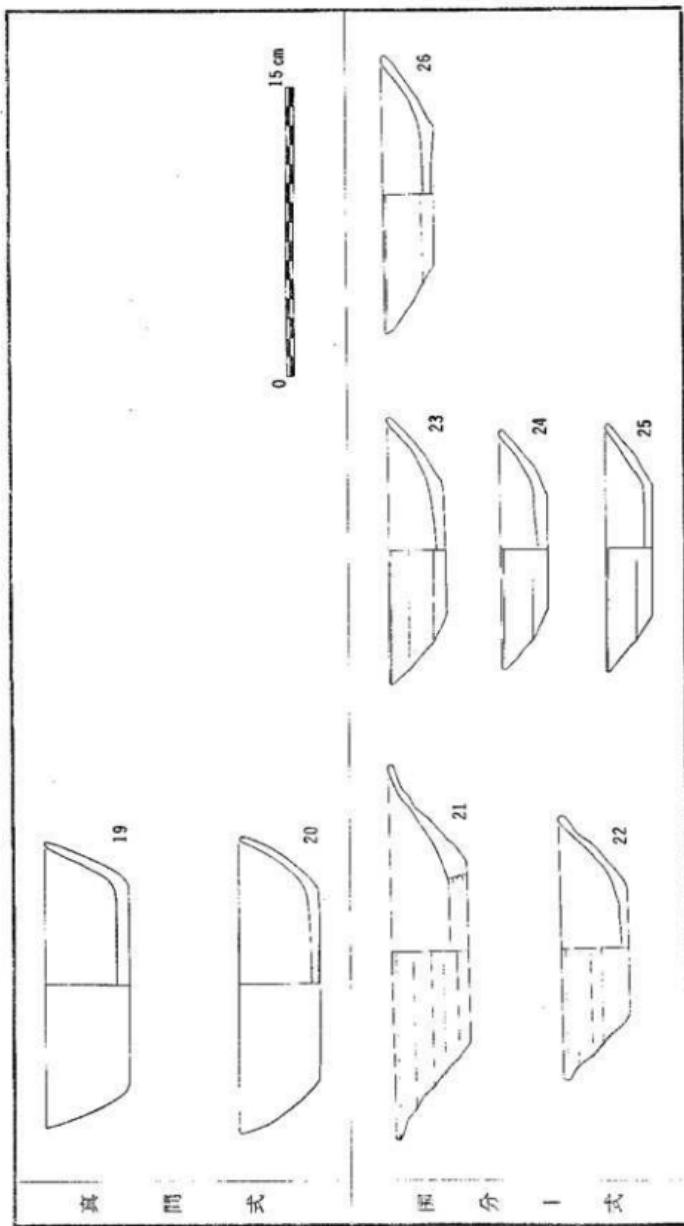
参考文献

① 小出義治外	山梨県日下部中学校校庭緊急発掘調査概報	上代文化 19	昭和 25
② 若月直	山梨市八日市場緊急発掘調査概報	上代文化 28	〃 33
③ 日下部町	日下部町誌	〃	27
④ 横崎彰一	土器への道(1)	名古屋大学文学部 20年記念論文集	〃 43
⑤ 杉原莊介	土師器集成 本編1	〃	46
⑥ 山本寿々雄	行政発掘における学問の危機を 三角形よりみる	甲斐考古 9の1	〃 46

第1圖 山梨県土師器縄年図一

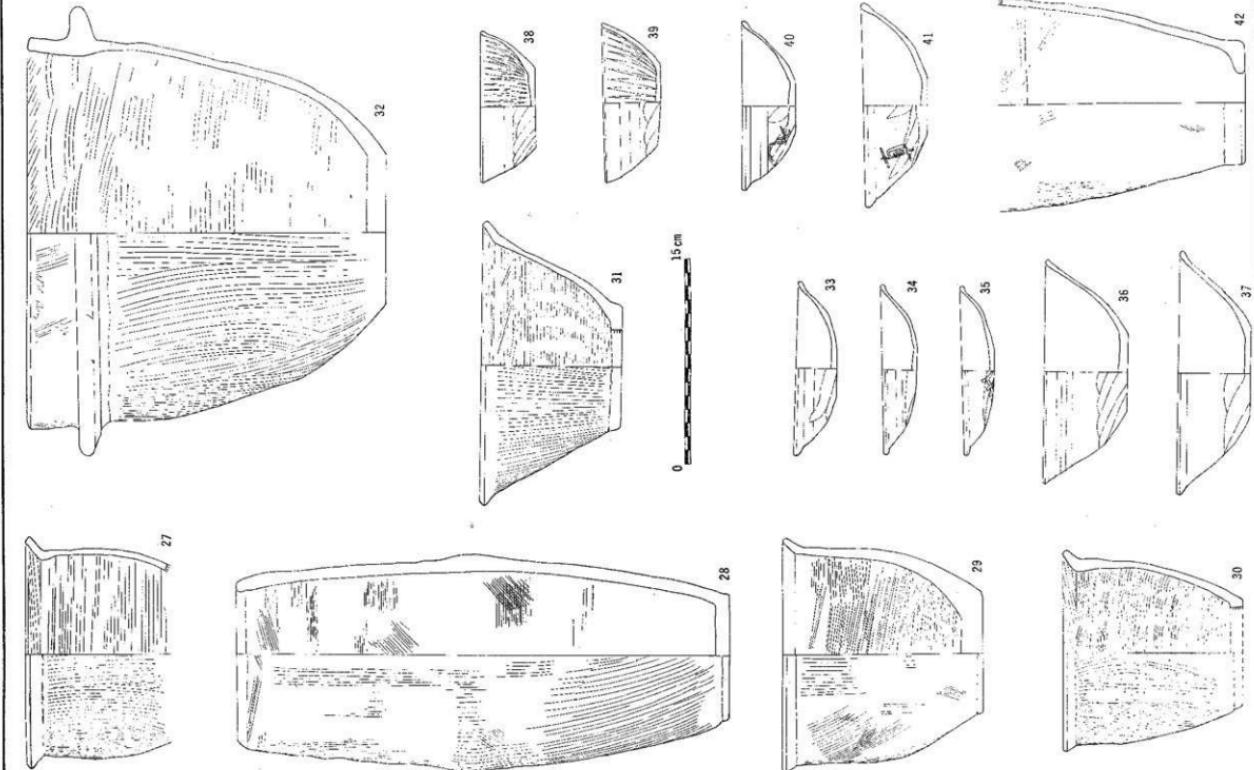


第2図 山梨県土師器器編年図—2

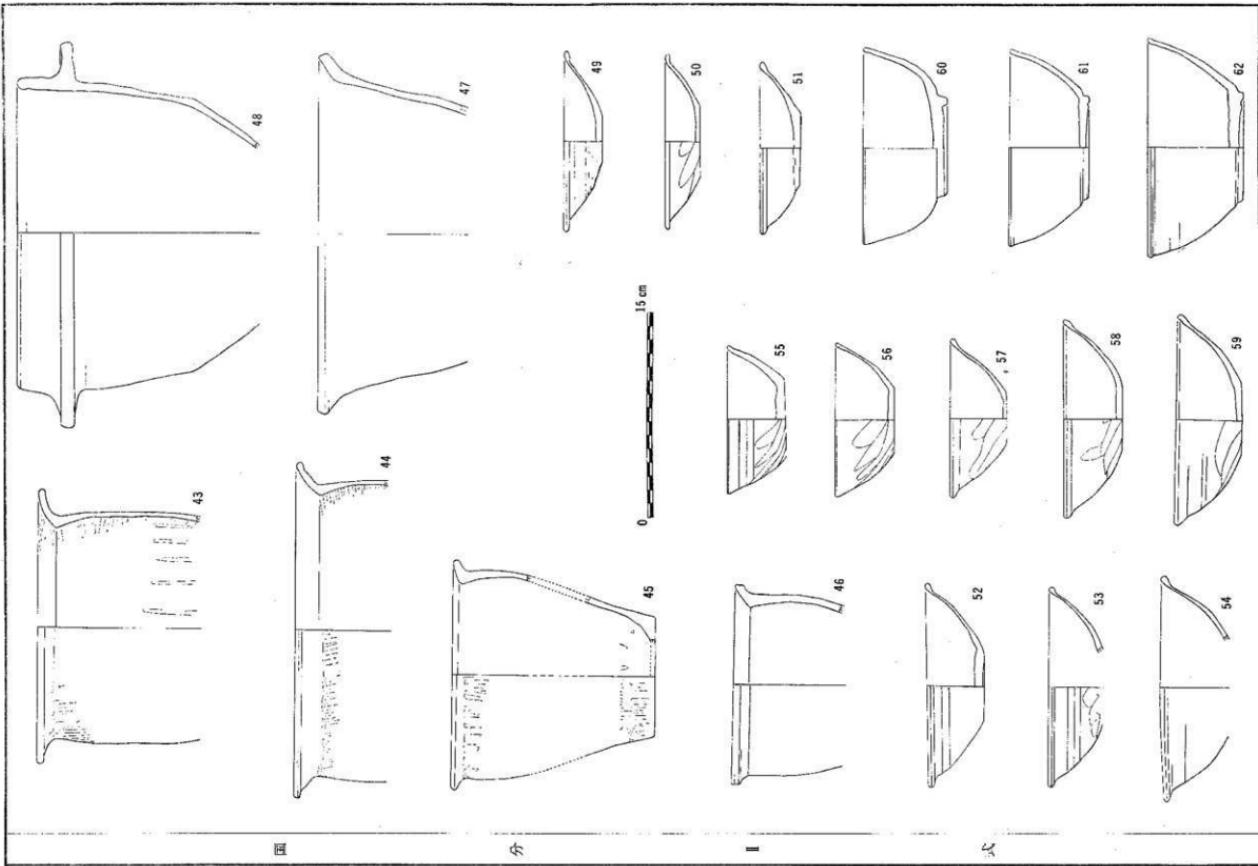


第三圖 山梨県土師器編一

國 分 一 A



第4圖 山東黑土師器編年圖一



第1図版

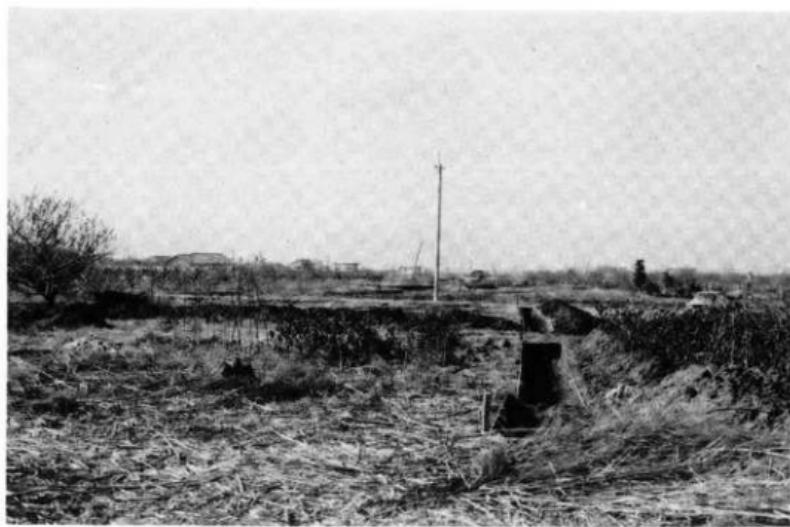


杭No436 地点堆積層中一片の土鱗片を見る。

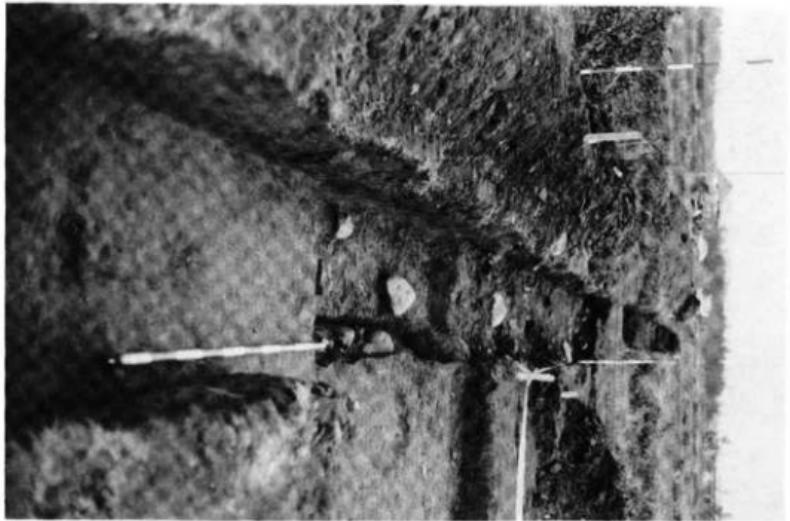


同 堆積状況を見るグリット。外

第2図版



東西、南北の両トレンチよりはるかに第1号畦畔を見る。



第3図版

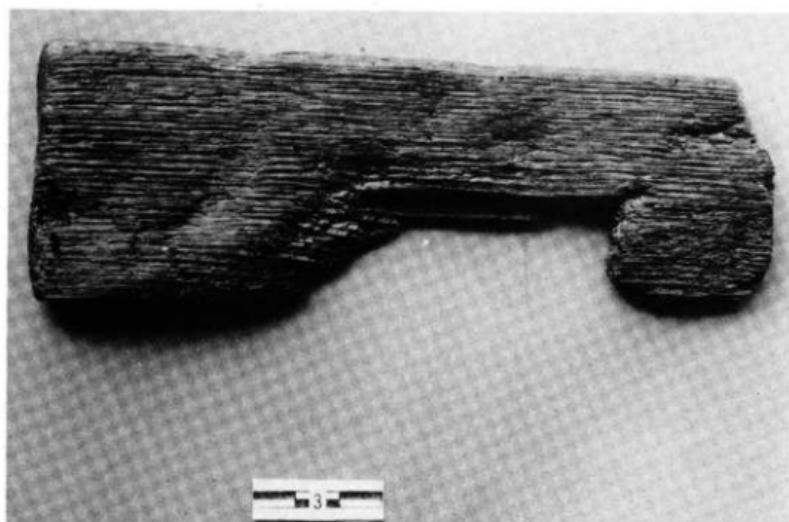


第1号畦畔の構築状況(下部河原石、上部はローム土)。

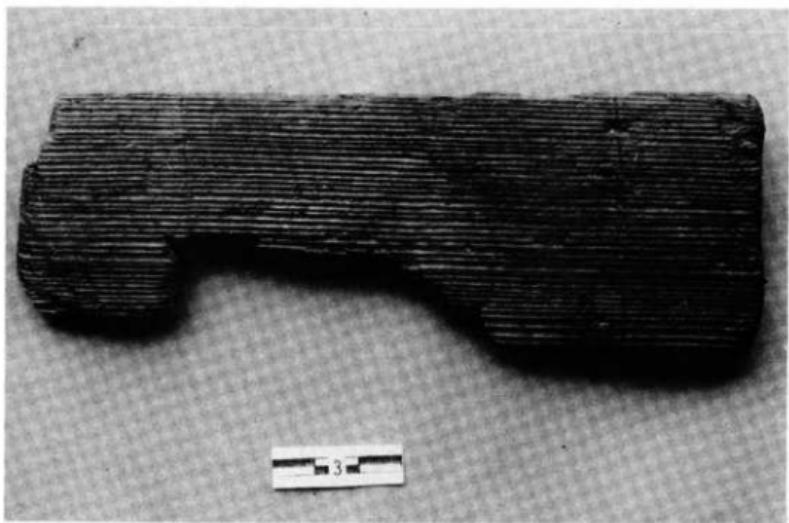


同畦畔をおおう第3層下部より出土の灰釉陶器(K-90期)。

第4図版



杭No.423地点出土(第4層下部)短冊形木片。



同裏面。

第5図版



杭No433地点におけるU字溝（トレンチ中央）



杭No417地点におけるU字溝（ポール付近）

第6図版

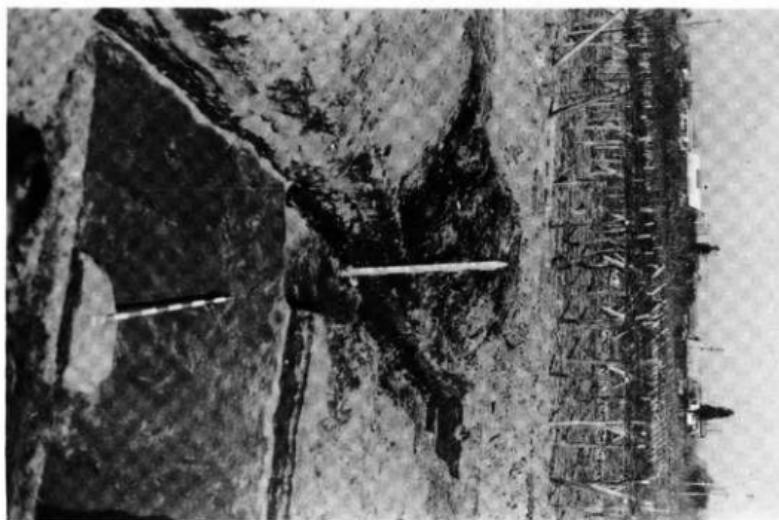


第2号畦畔を杭No408地点よりみる。



第2号畦畔基底の石積状況。

第7図版



真北を示す第2号畦畔。

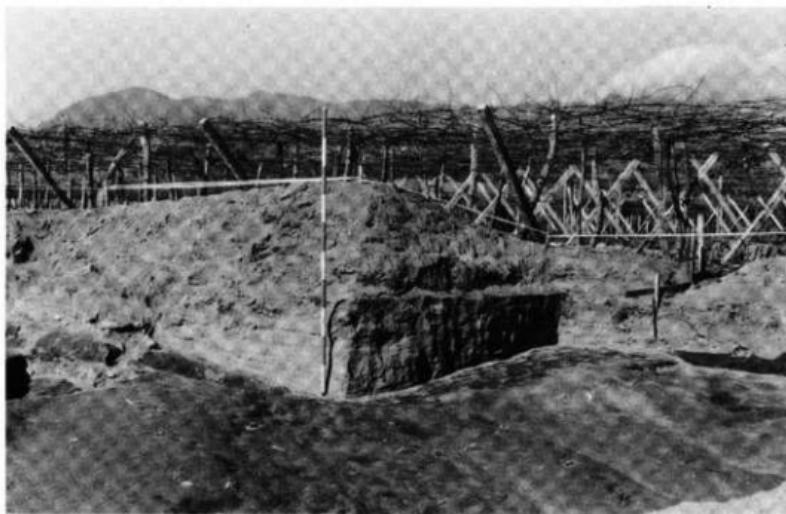


第2号畦畔の裾の部分の確認。

第8図版



杭No.407地点に検出された溝状凹地全景。

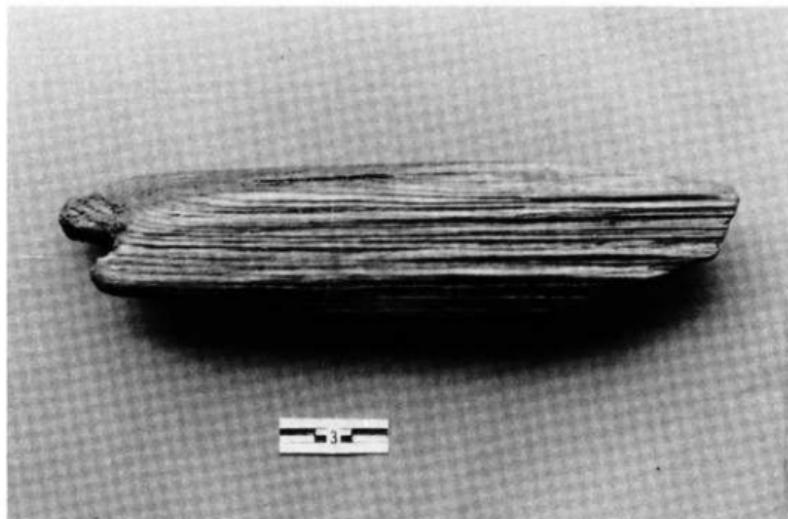


手前点在する桟は丹塗の土師器等の位置を示す、壁面は『水抜き』施設の断面を示すものである。

第9図版

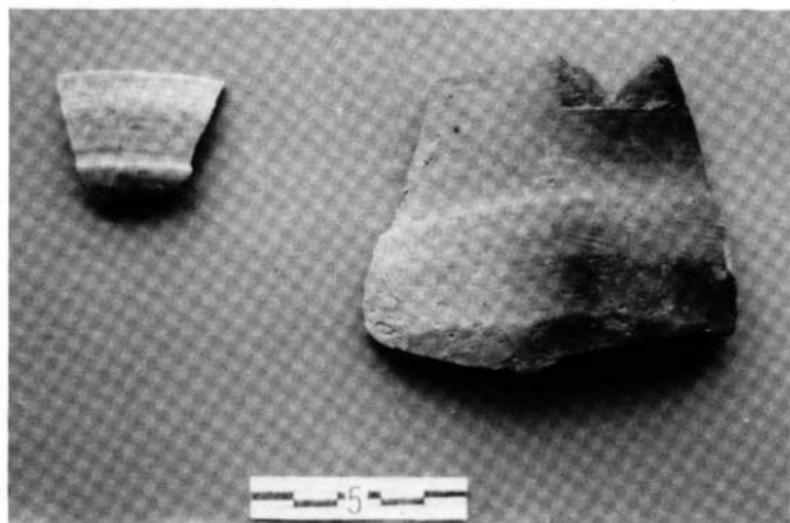


糸巻の類（杭No417地点）

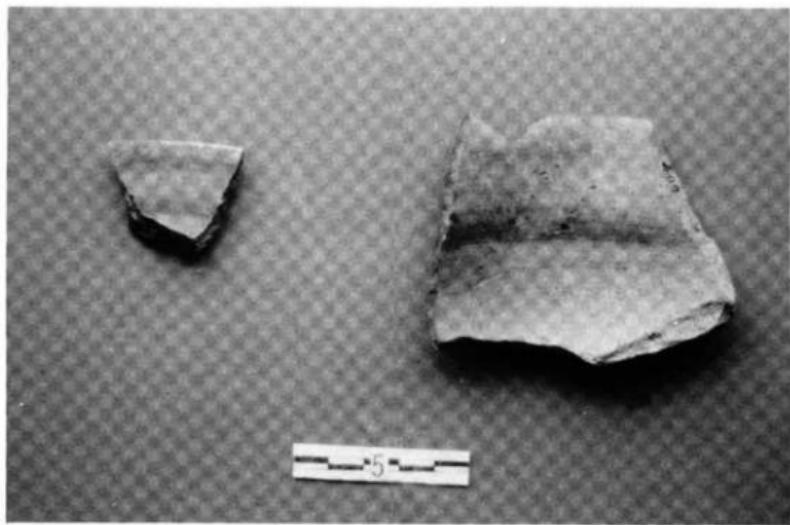


同裏面

第10図版

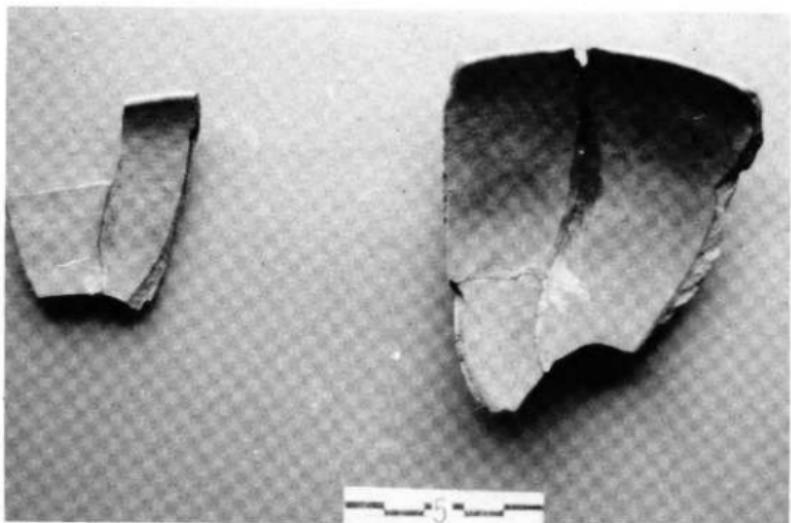


杭No407溝状凹地出土丹塗土師器(左)と黒色土師器(右)。

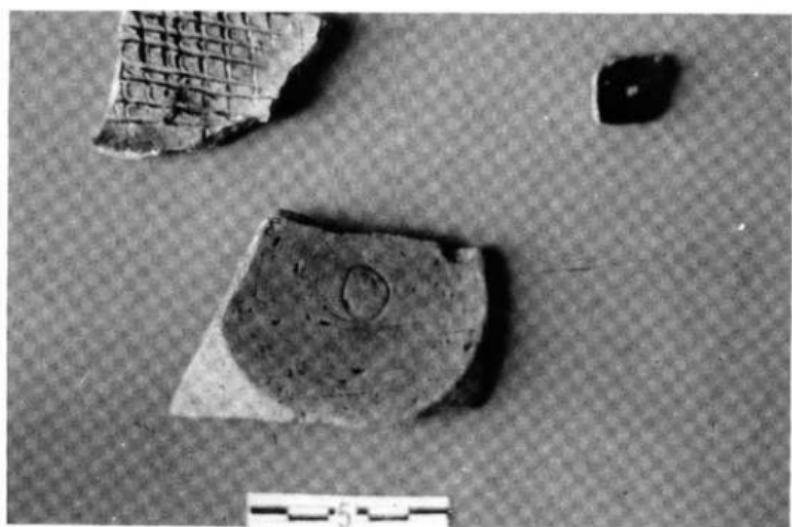


[同]

第11図版



杭No436地点出土黒色土師器(A)



杭No423地点出土灰陶おろし皿(室町初期)左と
杭No407溝状凹地出土綠釉陶器(右)と同地出土土師器。



第1号桂畔出土黑色土師器。(鬼高期)



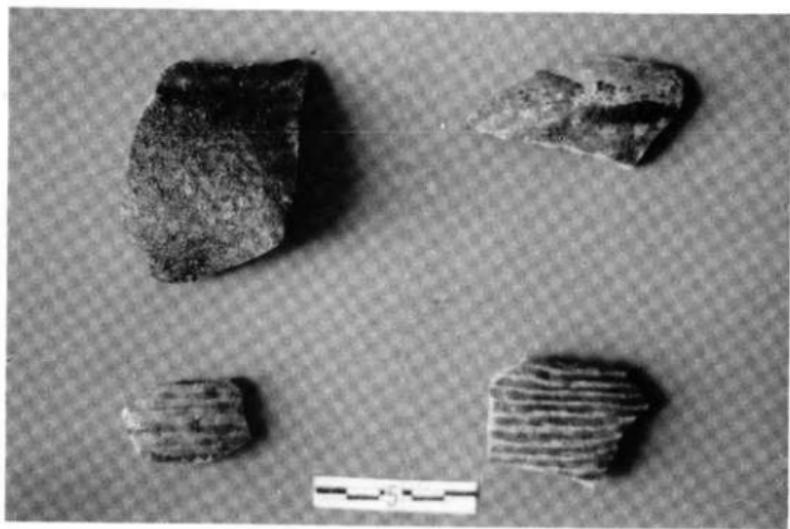
同裏面

第13図版



各地点出土灰釉陶器。

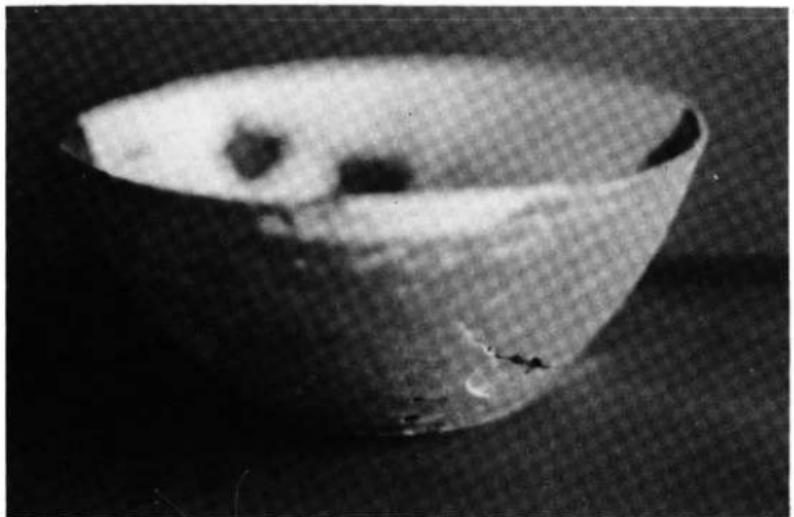
上段左(第1号畦畔第3層。K-90期) 同中(杭No417。K-78期)
同右から下段は(杭No407溝状凹地。永田窯系)。



灰釉陶器。

上下段共杭No407溝状凹地出土のK-35期系統のもの。

第14図版



1号住居址(杭No.396)出土土師器。

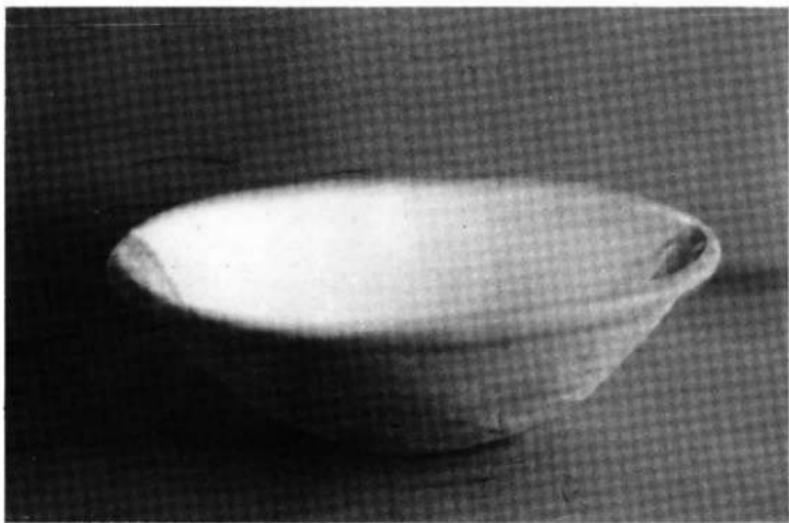


2号住居址(杭No.396)出土土師器。

第15図版



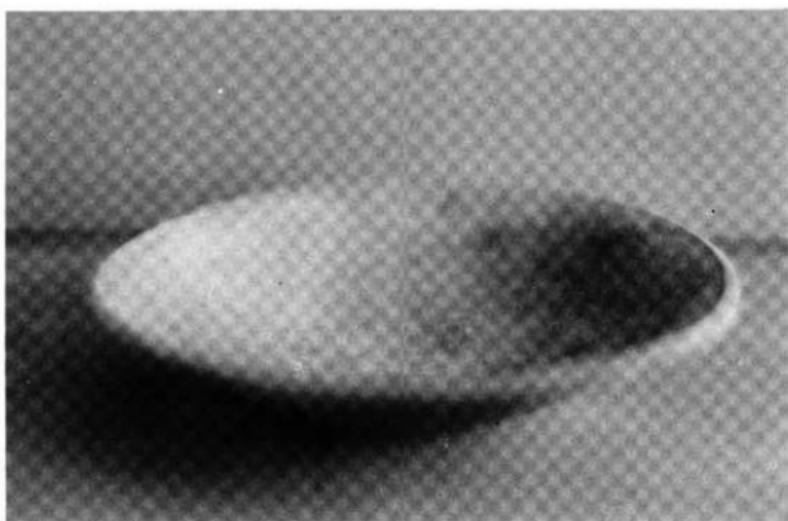
2号住居址(杭No.396)出土土師器。



同 出土土師器。

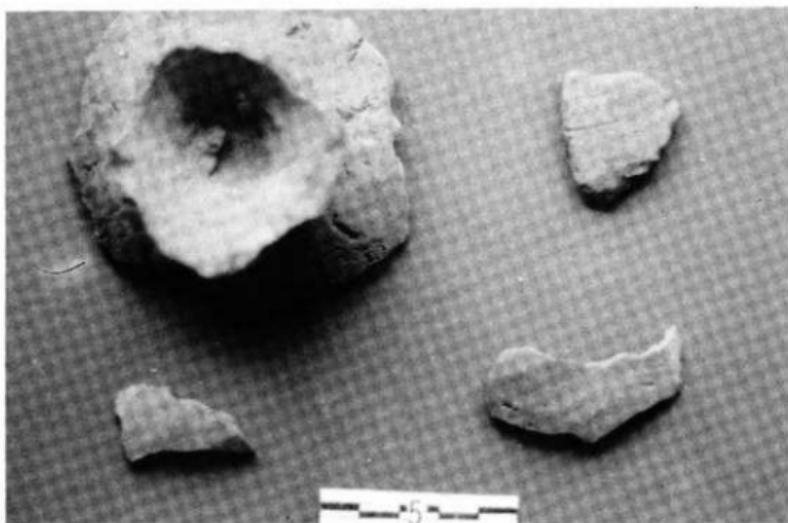
第16図版

同

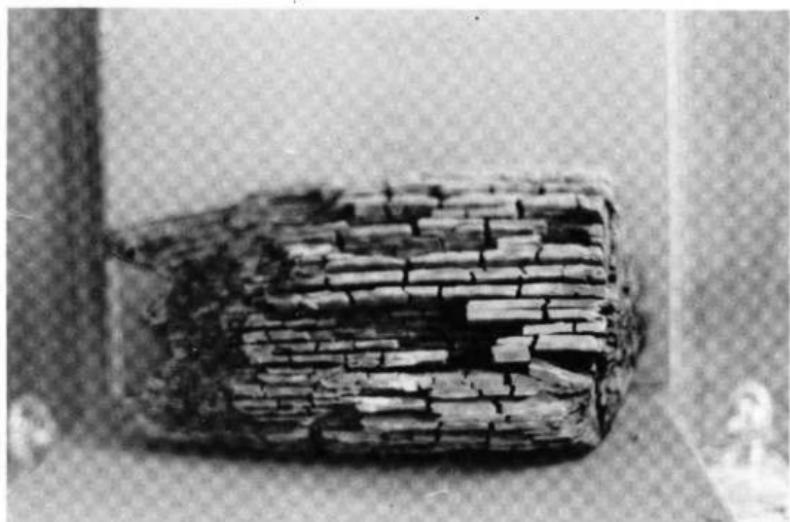


(参考図版)

国衙出土の黒色土師器(上段左)と丹塗土師器同右及土師器片。



第17図版

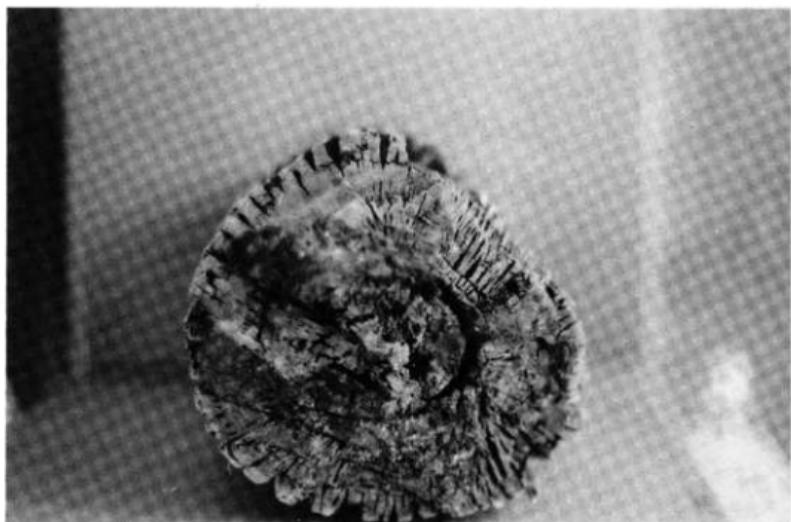


鎮目地区出土柱根



同

第18図版



鎮目地区出土柱根。



鎮目地区出土灰胎陶器。

第19図版

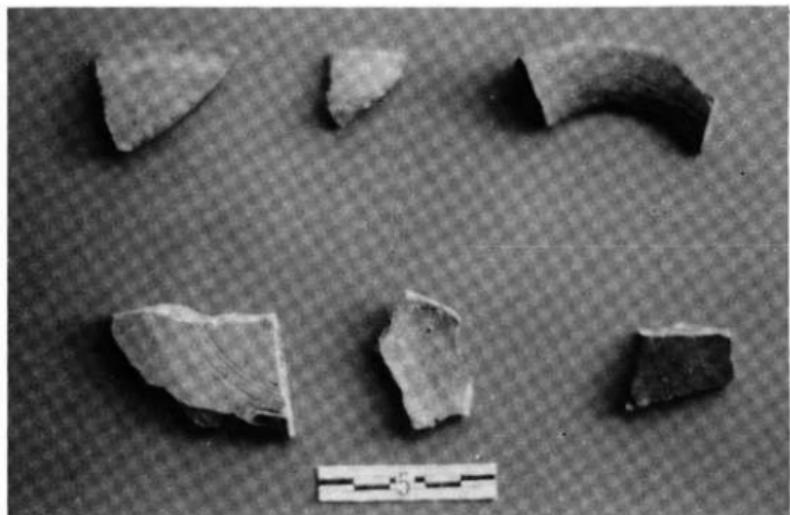


鎮目地区出土灰陶陶器。



山梨市日下部統合中学校工事現場 S48. 2. 3

第20図版

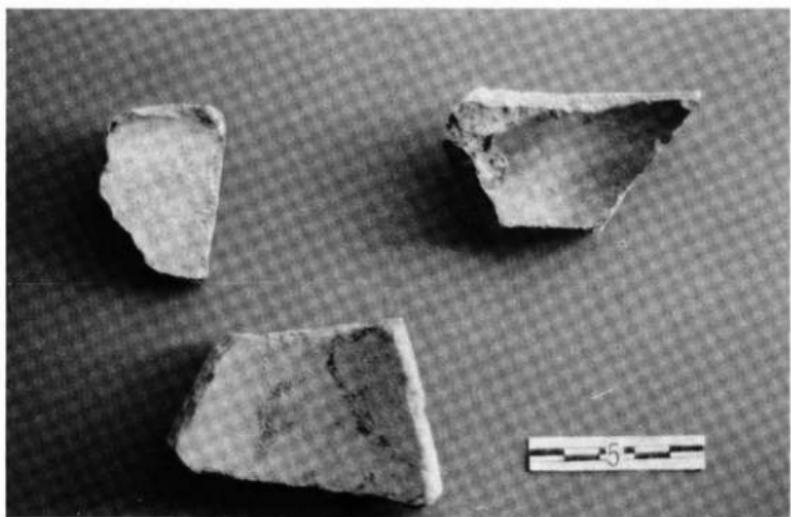


山梨市日下部統合中学校工事現場出土の黒笹90期と多治見虎渓系統の灰釉陶器。

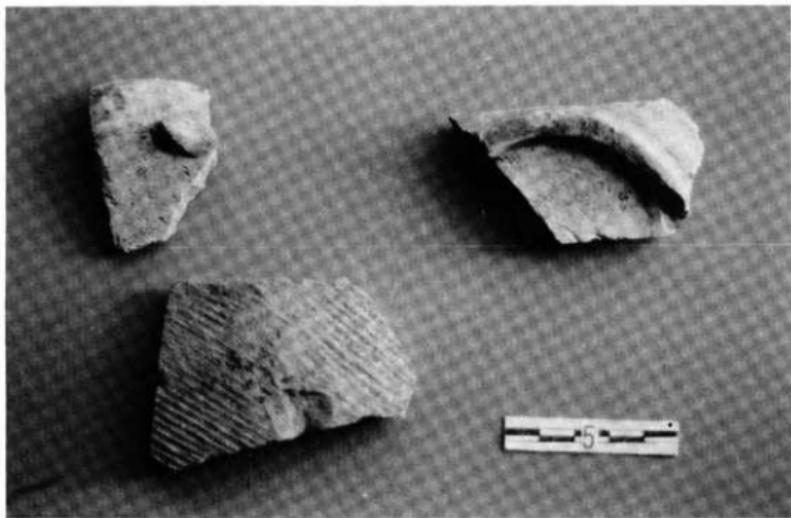


同裏面

第21図版

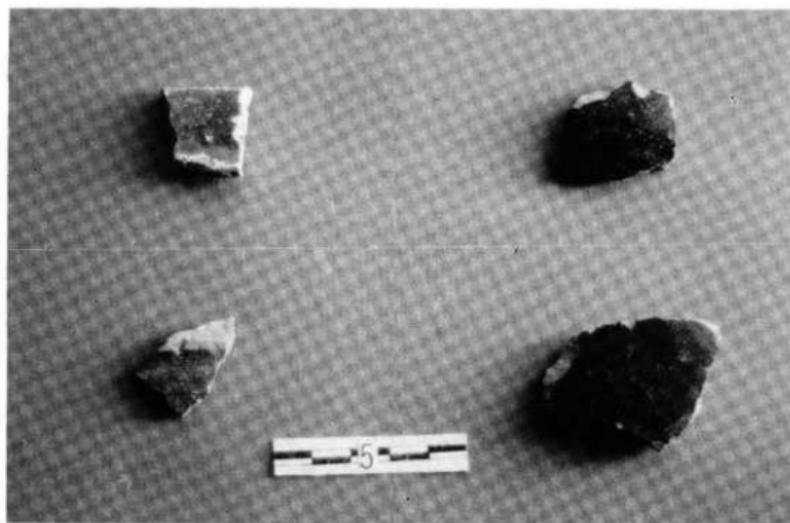


山梨市日下部統合中学校工事現場出土の須恵器と灰釉陶器(地元古窯のもの)

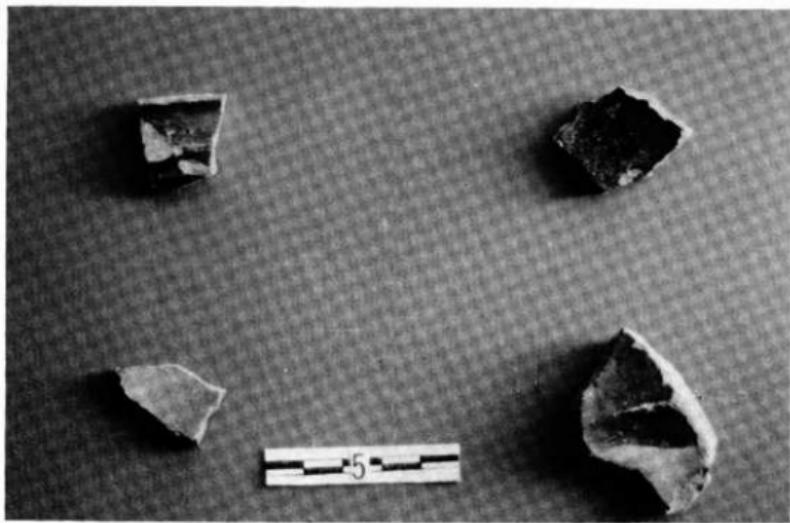


裏面

第22図版



山梨市日下部統合中学校工事現場出土の鉄鉢陶器(鎌倉期)



同裏面

